

## 第3章

### 「規制された市場メカニズム」への移行

——ドイモイ下の国営セクター改革の過程・現状・課題——

#### はじめに

社会主義ベトナムがいわゆる経済改革＝経済運営システムの転換に着手したのは1979年のことであるが、この改革は、86年末の共産党第6回大会(以下「第6回党大会」と略記)以降、直接には積年の経済困難からの脱却の緊急性を引き金として一気に加速されるところとなり、今日に至っている。

「ドイモイ」(刷新)と称される1986年末以来現在までの改革の過程が数多くの成果を達成してきたことは、疑いのない事実である。われわれはその表現をいわゆる経済安定化の実現にみることができるが、この点は、どれだけ高く評価しても評価しすぎではなかろう。

目覚ましい成果を達成してきた一方、しかし、ドイモイは、ベトナム当局も認めるところ、なおかつ解決を必要とするさまざまな問題を抱えている。本章の検討課題である国営セクター改革は、その最たるものである。ドイモイの推進とともにその発展が奨励されてきた私企業、また現在は事実上の個人農経営に転換するに至ったといわれる集団農業セクターなど、非国営セクター改革と比べると、国営セクター改革はあまりにも遅々としている。

確かに、経済安定化の遂行とともに進められてきた改革により、国営セクターは1989年半ばから遅くとも90年までに、いわゆる市場メカニズムへと「基本的に移行した」といわれ<sup>(1)</sup>、昨今はそのさらなる継続を目指し、「所有転換」

さえ日程に乗せつつある。しかし、国営セクター改革は、われわれのみるかぎり、市場メカニズムへと基本的に移行した、というにはなお程遠いといわざるをえない諸問題を一方で残存させており、端緒についたばかりの「試験的株式化」にしても、その最も早い主張が1987年にまで遡れることを思えば、その進行は異常なまでの遅さである。これをどのように考えたらよいのであろうか。

この問題を解く鍵は、今日、ベトナムの文献において「高度に中央集権化された計画化メカニズム」から「国家の管理の下での市場メカニズム」<sup>(2)</sup>（ないしは「国家の調節の下での市場メカニズム」）への移行と形容されるドイモイ下の経済運営システムの転換の過程を、いかに評価するかにかかっているようと思われる。

われわれは、この経済運営システムの転換の過程を次のように考える。すなわち、それは、一般に考えられているような、計画化メカニズムから市場メカニズムへの移行、つまり、従来の上級機関と経済主体との間の行政的な支配従属関係から経済主体相互間の経済的な平等関係への移行と単純に規定しうる過程であるというよりは、むしろ、従来の直接的規制から間接的規制への転換とでも形容されるべき過程なのである、と。具体的には、それは、経済主体を計画化メカニズムによってミクロレベルで直接的に規制するシステムから、経済主体が確かに市場メカニズムを利用するとはいえ、その経済主体を経済的規制用具によってマクロレベルで、間接的にではあるが、なおかつ「規制」する、言わばいまひとつ別の「規制」システムへの転換の過程であり、その意味で、経済主体相互間の経済的な平等関係が確かに従来よりは拡大されたとはいえ、一方では上級機関と経済主体との間の行政的な支配従属関係がなおかつ形を変えて存続するようなシステムへの転換の過程なのである、と。

ドイモイ下の経済運営システムの転換の過程を従来の直接的規制から間接的規制への転換の過程であるとする、われわれの評価は、かつてJ・コルナイ（J. Kornai）が旧社会主義ハンガリーの1968年以降の改革を評して述べた

「直接の官僚的規制から間接の官僚的規制への移行」<sup>(3)</sup>という評価と事実上同義である。換言すれば、われわれは、1979年に始まりドイモイに至って加速された社会主義ベトナムの経済運営システムの転換の過程を、従来のソ連型モデルから「規制された市場メカニズム」<sup>(4)</sup>への転換の過程であると見なすものである。

(1) 確かに、ドイモイは、社会主義経済に関する従来の思考の刷新を大々的に図ってはきた。投資を社会主義的工業化の象徴であった重工業を優先する方向から農業・消費財・輸出品を重視する方向へと転換すべく努めてきたこと、経済主体の構成を社会主義セクター、わけても国営セクターを優先する方向から私企業をも含めたすべての経済セクターを平等に扱う方向へと転換すべく努めてきたことがそれであり、その必然的な帰結として、経済運営システムを計画化メカニズムから市場メカニズムを利用するものへと転換すべく努めてきたことがそれである。これに、対外開放化政策、また外資導入政策とを加えれば、ドイモイ下の経済自由化の様相は、ほぼすべて描ききつたことになる。

(2) しかし、こうした転換に努めてきたにもかかわらず、ドイモイの前と後とで大きな修正を得ずなおかつ是とされてきたもの、それが、「規制」であり、党・政府の望む方向に経済を導くために経済主体に対して「規制」を実施することを是とする思考である<sup>(5)</sup>。党・政府の望む方向とは、究極的には、「社会主義」の理想とされる「社会的公正」の実現を目指す「手段」から発しそれ自体が「目的」化するに至った、党・政府の主導する「工業化路線」である。こうした工業化路線を実現すべく「規制」をなおかつ是とする思考が存続するかぎり、経済運営システムの転換も、単なる市場メカニズムへの移行としては現れえず、市場メカニズムを利用する一方で、ミクロレベルから撤退したとはいえ、なおかつマクロレベルに留まって「規制」を継続するようなシステムへの転換として現れることになる。

(3) このようにみたとき、「規制」の対象である経済主体の改革は、単なる「効率性」のみにではなく、党・政府の工業化路線に照らした「戦略性」を

も基準として推進されることになる。そして、その場合、旧ソ連・東欧の社会主義諸国と比べれば、すぐ後でみるように非常に脆弱な基盤しか有していないにもかかわらず、現在まで「国民経済において主導的役割を發揮する」<sup>(6)</sup>と規定されている国営セクター改革においては、いわば上級機関との連関が直接的であるだけに、この点が非常に色濃く現れることになる。

(4) ドイモイ下の経済運営システムの転換過程の一環として推進されてきた国営セクター改革の様相は、実際そのようなものであった。そして、従来とは「規制」のレベルを異にするとはいえ、行政色の強いシステムがなおかつ存続するかぎり、「市場メカニズムに基本的に移行した」とされる国営セクターの活動も、ときとして価格シグナル以外の要素によって律せられることになる。こうした問題を解決する一環として、ベトナムは昨今、国営セクターの「所有転換」を目指す改革を推進するに至っている。それ自体が市場メカニズムへのさらなる移行の一表現として評価されうる改革の現局面は、しかし、「効率性」と「戦略性」とがむしろ直接にぶつかりあう過程であるだけに、現実には、課題とされる「所有転換」に関する思考の刷新のみならず、究極的には、工業化路線などをも含む従来の社会主义経済全体に関する思考の転換それ自体を不首尾にしている過程であることを、むしろ浮き彫りにしているといってよいのである。

本章は、こうしたことを論ずるためのものである。本章の主題は、ドイモイ下の経済運営システムの転換の過程の一環として推進されてきた国営セクター改革の過程の様相を具体的に示すことにあり、改革のさらなる進展のために解決されるべき問題点・課題を指摘することにある<sup>(7)</sup>。国営セクターの市場メカニズムへの移行はさらに加速されてゆくべきであり、そのためにも「規制」=政府の役割は「市場の失敗」に係わる分野に極力限定されてゆくべきである、というのが、本章の主張である。

本章が対象とするのは、主としてドイモイの開始以来1993年半ば頃までの時期である。経済的規制用具が強力に作用し始め、国営セクターが「国家の管理の下での市場メカニズム」へと基本的に移行した1989年半ばないし90年

までの時期を「改革の第1段階」、この時期に形成された枠組みのさらなる刷新と同時に、「解体」や上述した「所有転換」などを課題としている90年半ば以来現在までの時期を「改革の第2段階」として扱う。ドイモイは現在も進行中であるため、とくに改革の第2段階に関する叙述や評価は、主として資料的制約のために、部分的には暫定的であることを免れない。ただ、本章が対象とした時期は、1993年末の国会で予定されている「破産法」と「政府事業体法」の採択以前の時期にあたり、これが実現すれば国営セクター改革は次の段階へと移行することになろうから、それ自体がいちおうのまとまりをもった時期として考察することが可能であるように思われる。

本章は、あくまでもドイモイ下の経済運営システムの転換の過程の一環として国営セクター改革の具体的様相を論ずるものではあるが、それに先立ち、国民経済における国営セクターの位置について一応触れておくことが適切であろう。したがって以下では、この点と、ドイモイ直前までの国営セクターに関する経済運営システムの特徴とについて概観することから始める。

なお本章の叙述は、国営セクター一般を可能な限り取り上げるなか、とくに国営工業企業に比重を置いた叙述となっていること、同時に本章の叙述は、私企業が相対的に大きな役割を果たすベトナム南部においてよりも、社会主義セクターが支配的なベトナム北部においていっそう妥当するものであろうことを、予めお断りしておきたい。

## 第1節 国営セクターの概況とドイモイまでの道程

### ・ 1. 国民経済における国営セクターの位置

ベトナムの国営セクターは、先に社会主義化した北部において旧植民地宗主国フランスの企業を接收・国有化することにより形成を開始したといえるが、その過半は、1960年代初頭以降、主として旧ソ連をはじめとする社会主

義諸国の援助によって新規に建設されたものが中心であり、75年の「南部解放」後、これに南部の国有化された基幹産業と統一ベトナム下で建設された若干の新規プロジェクトとを加えることで、今日に至っている<sup>(8)</sup>。

国営セクターは、路線面では「国民経済において主導的役割を発揮する」と規定されてはいるものの、それが国民経済に占める比重は決して大きなものではない。1990年代初頭の社会的総生産額に占める国営セクターの比率は30数%から40%弱、他方、その国民所得に占める比率は20数%から30%強であるにすぎない<sup>(9)</sup>。

表1は、1986～90年の社会的総生産額における国営セクターと非国営セクターの比重を農業、工業、商業、建設、交通運輸、林業、郵政などの産業別にみたものである。この表から、「農業においては、農業生産協同組合に主導される非国営セクターが圧倒的な率を誇っていること、他方、国営セクターは、国家独占である郵政のほか、工業、建設、交通運輸など、いわゆる重い部門で比較的高い率を示していること、などがみてとれる。

国営セクターのうち、国民経済全体における比重がとくに大きいのが国営工業部門である。社会的総生産全体の20%前後を常に維持する国営工業部門は、エネルギー、鉱業、冶金、機械製造、セメント・肥料・農薬生産などの生産財（中間財・投資財）部門、また国防産業といった部門のほとんどを掌握しており、他方、消費財部門においても、繊維、製紙、自転車、石鹼、医薬品などでは、その比率が高い。ちなみに、他の産業における国営セクターの特徴については、建設部門は主に大規模プロジェクトへの投資を行ってきたこと、交通運輸部門は南北間の長距離輸送のほか国際輸送を主要業務としていること、比重の低い農林業部門の役割は高生産性に係わる家畜・農産物・林産物の種（たね）の提供など技術面にあること、そして、商業部門のそれは、重要な生産財の供給のほか、社会主义国であるため、現在も独占に近い外国貿易を担当することにあること、と要約しうる<sup>(10)</sup>。

国民経済における国営セクターの役割というとき看過されなければならないのが、同セクターの国家財政に対する役割である。換言すれば、ベトナムの国

表1 1986～90年のセクター別社会的総生産額の比率（1989年価格基準）（%）

	1986	1987	1988	1989	1990
国営セクター	31.9	32.4	32.1	32.9	35.6
非国営セクター	68.1	67.6	67.9	67.1	64.4
工 業	35.5	36.6	32.1	35.2	35.9
国 営	20.8 (56.4)	20.5 (56.1)	18.0 (56.1)	20.2 (55.9)	21.8 (60.8)
非 国 営	15.5 (43.6)	16.1 (43.9)	14.1 (43.9)	16.0 (44.1)	14.1 (39.2)
建 設	7.0	7.0	6.6	6.6	7.9
国 営	5.0 (71.3)	5.0 (71.0)	4.1 (62.7)	3.8 (58.0)	4.6 (58.1)
非 国 営	2.0 (28.7)	2.0 (34.0)	2.5 (37.3)	2.8 (42.0)	3.3 (41.9)
農 業	39.6	37.8	37.5	38.9	37.7
国 営	1.0 (2.5)	1.1 (2.9)	1.2 (3.1)	1.2 (3.2)	1.2 (3.3)
非 国 営	28.6 (97.5)	36.7 (97.1)	36.3 (96.9)	37.7 (96.8)	36.5 (96.7)
林 業	3.7	4.3	4.0	4.0	3.9
国 営	0.5 (14.7)	0.6 (13.9)	0.6 (14.8)	0.6 (14.9)	0.6 (15.0)
非 国 営	3.2 (85.3)	3.7 (86.1)	3.4 (85.2)	3.4 (85.1)	3.3 (85.0)
商 業	11.6	11.6	11.5	11.8	11.9
国 営	3.8 (32.8)	3.7 (32.0)	3.6 (30.9)	5.7 (48.7)	6.0 (50.5)
非 国 営	7.8 (67.2)	7.9 (68.0)	7.9 (69.1)	6.1 (51.3)	5.9 (49.5)
交 通 運 輸	1.8	1.9	1.8	1.7	1.8
国 営	1.4 (76.5)	1.3 (71.0)	1.2 (68.7)	1.1 (64.7)	1.2 (66.7)
非 国 営	0.4 (23.5)	0.6 (29.0)	0.6 (31.3)	0.6 (35.3)	0.6 (33.3)
通 信	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
国 営	0.1(100.0)	0.1(100.0)	0.1(100.0)	0.1(100.0)	0.1(100.0)
非 国 営	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)
そ の 他	7.0	7.0	6.4	7.0	8.0
国 営	1.0 (14.1)	1.0 (14.5)	0.8 (12.7)	1.0 (13.6)	1.1 (13.5)
非 国 営	6.0 (85.9)	6.0 (85.5)	5.8 (57.3)	6.0 (86.4)	6.9 (86.5)

(注) かっこ内の数値は、それぞれ各セクターの当該産業に占める比率（%）。

(出所) *Vietnam Economy 1986-1990*, Hanoi : Statistical Publishing House, 1992, p. 74より作成。

家財政は、外国援助に依存するところが大きいとはいえ、国内からの歳入については、国営セクターから上がる売上あるいは利潤にその過半を(1986～90年についていえば60～80%を) 依存している<sup>(11)</sup>。とくに歳入源として大きいのは国営工業部門のほか国営商業部門であって、1980年代末における国営セク

ター全体からの歳入に占めるこの2部門の割合はそれぞれが40%前後であり、両部門だけで実に全体の80%前後を賄っている計算になる<sup>(12)</sup>。ちなみに、社会的総生産に占める比重に比して国営商業部門からの歳入の割合が大きいのは、同部門における利潤率が高めに設定されているからである<sup>(13)</sup>。

なお、表2には、1990年の産業別就業人口における国営セクターと非国営セクターの比率を示しておいた。国営セクターの就業者総数が全就業者総数の10.5%にしかすぎず、とくに物的生産部門では6.9%にしかならないこと、物的生産部門の内訳については、社会的総生産額の場合と同様、農業就業人口において薄い一方、工業就業人口などで比重が大きいことなどが読みとれるほか、顕著な傾向として、非物的生産部門における国営セクターの就業者の割合が極端に大きいことが分かる。比率の高いのは、教育や医療のスタッフのほか、国家機関や金融機関などの行政スタッフである。要約すれば、ベトナムの国営セクターは、比重が必ずしも大きいとはいえない産業部門と他方における膨大なスタッフを擁する行政部門とをもってひとつの総体を形成している、といえる。

## 2. 「ソフトな予算制約」——上級機関・企業の支配従属関係——

国営セクターの経済活動は、従来(1979年からの経済改革以前、事実上はドイモイ以前)、タイトな計画化メカニズムによる直接的規制に従う経済運営システムに従ってきた。すなわち、国営企業、わけても国営工業企業は、生産物品目(何をどれだけ作るか)のみならず、生産財などの生産要素をどこからいくらで購入し、生産された生産物をどこへいくらで販売するのか(どのように作るか、どのように分配するのか)に至るまで、中央計画によって詳細に規定される、いわゆる物動型メカニズムに従ってきた。その結果、企業の自主権は事実上なきに等しく、これが企業経営のみならず、経済全体の非効率性を助長してきた。

この市場メカニズムを利用しない経済運営システムの特徴は、それが、本

表2 1991年のセクター別産業別就業人口  
(単位:1,000人, かっこ内%)

	全体	国営セクター	集団セクター	私的セクター
総 数	30,974.0	3,245.6 (10.5)	18,071.2 (58.3)	9,657.2 (31.2)
物的生産部門	28,972.4	1,993.7 (6.9)	17,666.5 (61.0)	9,312.2 (32.1)
工 業	3,394.0	739.2 (21.8)	1,061.9 (31.3)	1,592.9 (46.9)
建 設	820.0	325.9 (39.7)	183.7 (22.4)	310.4 (37.8)
農 業	22,275.6	322.9 (0.1)	16,135.2 (72.4)	5,817.5 (28.0)
林 業	207.0	86.0 (41.5)	72.9 (35.2)	48.1 (23.3)
交 通 運 輸	480.1	135.6 (28.3)	110.2 (23.0)	234.3 (48.7)
郵 政	46.4	46.4 (100.0)	...	...
商 業	1,719.0	324.0 (18.8)	92.1 (5.4)	1,302.9 (75.8)
そ の 他	30.3	13.7 (45.2)	10.5 (34.7)	6.1 (20.1)
非物的生産部門	2,001.6	1,251.9 (62.5)	404.7 (20.2)	345.0 (17.3)
住宅・公共サービス・観光	295.4	24.0 (8.1)	54.3 (18.4)	217.5 (75.3)
科 学	48.6	48.6 (100.0)	...	...
教 育・訓 練	804.3	670.6 (83.3)	79.0 (9.8)	54.7 (7.2)
文 化・芸 術	46.4	28.2 (60.8)	10.5 (22.6)	7.8 (16.6)
医療・社会保険・スポーツ	309.7	184.3 (59.4)	79.9 (25.8)	45.5 (14.8)
財政・金融・国家保険	117.8	105.0 (89.1)	12.8 (10.9)	...
行 政	240.0	131.9 (55.0)	108.1 (45.0)	...
そ の 他	139.0	59.4 (42.7)	60.1 (43.2)	19.5 (14.1)

(注) かっこ内の数値は、それぞれ各セクターの当該産業に占める比率(%)。

(出所) Tong cuc thong ke, Nien giam thong ke 1992, Hanoi: Nha xuat ban Thong ke, 1993, p.13(一部補充)。

質的には、上級機関と企業との間の支配従属関係によって規定される行政システムであることである。この、いわゆるソ連型のシステムの特徴とその非効率性は、コルナイのいう「ソフトな予算制約」という概念により、より包括的に説明しうる<sup>(14)</sup>。

まず、われわれの理解する市場メカニズムの下では、企業は、生産要素を購入して生産物を生産する場合、与えられた生産要素価格とこれを購入し自らの収入とを制約条件として生産量・利潤を最大化するように、つまり、経済的効率性を達成するように努める。この場合、「予算制約」は与えられた価格と与えられた収入にのみ従うという意味で「ハードな予算制約」と呼ばれる。一方、直接的規制に従う経済運営システムの下では、価格は国家=上級機関によって行政的に決定される。とくに国営セクターに対する価格の決定に際しては、それが最重要セクターであるかぎり、一般に優遇策が採られるばかりでなく、企業活動に欠損が生じた場合には、結局は国家がこれを肩代わりすることになる（国家の「温情主義」）。ところで、こうした国家の補填が期待できるのであれば、企業の経営活動は必ずしも自らの予算制約にのみ頼る必要がなくなるであろう。換言すれば、企業の予算制約は「ハード」であることをやめて「ソフト」化するのである。これがコルナイが「ソフトな予算制約」と呼んだ現象であり、予算制約が「ソフト」化する結果、企業活動は、経済的効率性の達成を目的とするものではありえなくなる。

この企業の「ソフトな予算制約」の顕著な現れは、企業の「投資渴望症」であり、その結果としての「不足」である。自らの予算制約を超えた支出が可能であるならば、企業は、補給される生産財、事業拡大のための投資資金を経済的効率性とは無関係にどれだけでも欲するようになり、この性向は歯止めのきかないものになる。これが「投資渴望症」と呼ばれる現象であるが、この場合、企業は、一方で、たとえば必要以上の生産財ないし投資資金を常に企業内に留保しようとするようになる。その結果、計画の実際の実施過程では、たとえばその生産財を真に必要とする企業体への補給自体が支障をきたす場合が生じる。「投資渴望症」の帰結である、一方における恒常的な欠乏

状態、これが「不足」と呼ばれる現象である。

「ソフトな予算制約」に起因するこうした諸現象は、当然、ベトナムにおいてもみられた。たとえば、「不足」現象については、従来のシステムの下での計画の実施過程では、国家は実際には必要とされる生産財を100%補給しえた試しがなかった、という当局者の昨今の述懐によって明らかであるし<sup>(15)</sup>、この「不足」の原因である「投資渴望症」については、ドイモイの開始を告げた第6回党大会の政治報告が、とくに1979年以来重点とされてきた農業・消費財・輸出品の生産に投資が実際には集中されず、依然重たい部門への投資の「分散」(chia phan) が継続しているとして、その克服を訴えたことは、われわれの記憶に新しい<sup>(16)</sup>。

他面、コルナイによれば、価格以外に信用、課税(上納金)、補助が上級機関の行政的恣意によって実施されるような場合にも予算制約は「ソフト」化されうる<sup>(17)</sup>。たとえば、上級機関が政治的判断などによって企業の税滞納に目をつぶるような場合がそれである。こうした経路からも生ずる企業の「ソフトな予算制約」、その対概念としての国家の「温情主義」の結果、企業活動は、究極的には「上級機関との垂直的な交渉」<sup>(18)</sup>によって律せられることになる。たとえば、上述した補給生産財が「不足」するような企業は、上級機関との交渉を通じて、普通は入手不可能な生産財を都合してもらうべく努めることになる。直接的規制に従う経済運営システムが本質的には上級機関と企業との間の支配従属関係によって規定される行政システムであると述べたのは、こうした意味においてであるが、他方、従属するとはいえ、自身の利害をも保持する企業は、また一方で、たとえば、結果としての脱税・漏税といった、いわゆる「抜け穴探し」に自らを駆り立てることにもなる。

「ソフトな予算制約」から導かれる、直接的規制に従う経済運営システムの支配従属関係は、また、売手市場=「独占」的企業(以下「独占」と略記)の存在によっても倍加される<sup>(19)</sup>。たとえば、ある財を生産する産業が「独占」的である場合、この財を必要とする他の企業は当該「独占」産業の行動(価格設定など)に従属を余儀なくされるであろう。

この点についていえば、ベトナムの国営企業は、他の社会主义諸国と同様、その形成の当初から「独占」的であったし、この傾向は、現在も「電力、石炭、セメントなど」の基幹産業だけでなく「縫製、タバコなど」の消費財産業においても顕著である<sup>(20)</sup>。ただし、ベトナムの場合、「独占」は、旧ソ連などと異なり、とくに基幹産業の過半が当初からベトナムの市場規模ないしニーズをはるかに上回る大規模プロジェクトとして建設されてきた結果、當時50%前後の稼働率での操業を余儀なくされ「規模の経済性」を享受しえずにきたものであること<sup>(21)</sup>、その意味で上述した非効率性とはまた別の非効率性を助長してきたものであることを、後の議論との関連で指摘しておきたい。

### ・ 3. ドイモイまでの国営セクター改革の過程

タイトな計画化メカニズムによる直接的規制に従う経済運営システムは、ベトナムの場合、先に社会主义化したベトナム北部において、国営セクターの形成と軌を一にして導入され、とくに1965年以降の北爆期における戦時動員体制の下で、その基本的な枠組みが形成された。

このシステムの欠陥、非効率性は、ベトナムでもかなり早い時期から認識されてはきた。今その議論のすべてを紹介することはできないが<sup>(22)</sup>、北爆停止後の1970年代初頭には、旧ソ連のコスイギン改革に刺激された動きがベトナムでもみられた。すなわち、企業の経営活動を一部利潤にリンクさせることを志向した、いわゆる「利潤原理」が、1971年以降、若干の国営企業において試験的に導入され、74年からは、原則としてすべての国営工業企業が利潤原理に従う経営活動を義務づけられることになった。そして、この利潤原理による手直しを施された経済運営システムが、1977年以降、解放後に国有化ないし公私合営化されたベトナム南部の諸企業にも導入されていったのである<sup>(23)</sup>。

しかし、首尾良く実施されたのか否かはともかく、この利潤原理の導入が、他の社会主义諸国と同様、システムの部分的な手直しに止まるものであって、

システムを根本的に転換するものではなかったことはいうまでもない。1970年代における利潤原理の企業への導入の過程は、他面、上述した「独占」とはまた別の、いわばコンツェルンに近い性格をもつ「企業合同」(lien hiep xi nghanhiep)を形成してゆく過程、つまり、形式的であるとはいえるが、国営企業の有する自主権を取り上げ、これを企業の上級機関である主管官庁と企業との間に位置するいまひとつ別の上級機関である企業合同に移管することを目指す過程でもあった<sup>(24)</sup>。総じていえば、1979年以前のベトナムの経済運営システムは、国営セクターについてみた場合、この企業合同を媒介とする中央直轄(部門別管理、地域別管理)と、地方自治体管轄という分類によって現れる、上級機関と企業との間の行政的な支配従属関係を本質とする、直接的規制に従う経済運営システムであった、といってよい。

元来が旧ソ連における戦時経済ないし重工業優先の社会主义的工業化を遂行するシステムであり、その意味でソ連型モデルを「機械的に適用した」ともいえるベトナムの上述した経済運営システムは、直接にはベトナム戦争の遂行と密接に関連して形成されたものではあるものの、しかし、旧ソ連とは異なり、開発途上国であるために工業化に必要とされる国内蓄積を当初から欠いていたものであったため、旧ソ連をはじめとする社会主义諸国の援助、具体的には、ベトナム戦争期の軍需物資をはじめ、非常に廉価な管理価格の設定を可能とする生産財の外部からの補給があって初めて機能するシステムであった<sup>(25)</sup>。したがって、戦後、とりわけ南北統一後における旧ソ連・東欧社会主义諸国の援助の有償化、これに続くカンボジア問題に起因する中国援助の引き揚げ、またアメリカの経済封鎖政策に代表される西側諸国の援助凍結といった一連の国際環境の変化は、システム本来の非効率性を白日の下に曝け出し、その「不足」現象を倍加させた。

こうした国際環境の変化を受けて、上述したシステムの転換を開始したのが、1979年からの経済改革であった。ドイモイの先駆である、この期の国営セクター改革の方向は、1981年の政府決定25号、これを部分的に修正した82年の閣議決定146号、さらに、これを全面的に改訂した84年の閣議決定156号

などにみることができる。1981年の政府決定25号に代表される、これら決定の重点は、補給されるべき生産財の不足が顕著となった国営セクターの経営活動を、市場メカニズムに部分的に連動させることにあった。すなわち、国家は、不足がちの生産財を、企業に対し、戦略性に従うその重要度に応じて、ただし、従来どおりの「管理価格」で補給することとし、補給される生産財のみでは計画の達成を危うくする、その不足部分については、企業は、これを市場で、すでに管理価格を優に上回っていた市場価格に連動する「協議価格」と呼ばれる価格で購入しうること、また、この協議価格で購入した部分の価格はそのまま生産費に組み込みうこと、がその内容であった。こうして、従来の経済運営システム、つまり管理価格に従う経営部分のなかに、わずかではあるが市場価格に従う経営部分が生まれた。この管理価格と協議価格という2つの価格の存在は、「二重価格メカニズム」と呼ばれた<sup>(26)</sup>。

この期の経済状況については、詳細に論じた別の論文を参照されたいが<sup>(27)</sup>、要するに、二重価格メカニズムの適用の過程では、管理価格も確かに引き上げられはしたもの、市場価格がこれを上回って上昇した結果、国家が補填すべき市場価格と管理価格との差額=価格差補給金(bao cap ve gia ca)は、とくに勤労者保護を目的とした配給制度を維持するために米など10品目の配給消費財、また、これに連関する生産財の管理価格をなおかつ廉価に設定していたために、日増しに増大することとなり、また、この財政負担部分は国立銀行の通貨発行で補填されたために、財政赤字の増大とインフレの高騰とを必然的に招來することとなった。

「ドイモイに直結する、「価格・賃金・通貨の再調整」と称された1985年の改革（以下「85年改革」と略記）は、直接には、こうした経済困難からの脱却=経済安定化の実現を意図したものであった<sup>(28)</sup>。重要なことは、ここに至り、市場経済化を事実上は極力先送りしてきた従来の路線に転換が生じ、「市場経済化こそが生産の増大を招来する」という発想が指導部の一致した見解となつたことである。この路線転換の背景としては、よくいわれるIMF・世銀のアドバイスのほか、旧ソ連における当時のゴルバチョフ改革の影響を指摘

することができるが<sup>(29)</sup>、ともあれ、市場経済化＝市場メカニズムへの移行を基礎にして、勤労者に対する配給制度に代表される価格差補給金制度を廃止すること（＝財政の「ハード」化）、換言すれば、「国営セクターにおける管理価格をできるかぎり市場価格に近づけることによって財政赤字の削減とインフレの鎮静化とを実現すること、これが85年改革の目指した方向であった。

しかし、この85年改革は、配給消費財価格の引上げ→国営企業の生産物価格の引上げ→その新たな「管理価格」化を招いただけで、国営企業の市場メカニズムへの移行には結び付かず、インフレがさらに高騰を続ける一方、価格差補給金も改めて増大してしまった。1986年のインフレは年率600%に達し、価格差補給金は40億ドンを計上した<sup>(30)</sup>。

## 第2節 ドイモイ下の国営セクター改革の第1段階

1986年末からのドイモイ＝国営セクター改革は、85年改革の失敗によりさらに緊急の度合いを増した経済安定化、すなわち、価格差補給金制度の廃止と、それを通じた財政赤字の削減とインフレの鎮静化の早期実現のために、85年改革の実施の過程では不徹底に終わった同セクターの経済運営システムの転換、何よりもまず市場メカニズムへの移行を日程に乗せた。市場メカニズムのフレームワークの形成に始まり、これと同時並行的に実施されたマクロ経済政策、とくに価格政策（最終局面では金融政策も）により、1989年半ばより90年までに、大半の国営企業は上述したフレームワークに従った活動へと移行し、価格差補給金の顕著な削減とインフレの鎮静化の兆しがみられた。

この過程を、われわれは、国営セクター改革の第1段階と呼ぶことにするが<sup>(31)</sup>、しかし、この過程は、他面、党・政府の工業化路線に沿う「重点主義」の貫徹として現れた過程でもあった<sup>(32)</sup>。別の角度からいえば、国営セクターの市場メカニズムへの移行、その結果としての経済安定化の実現を側面から支えた上述したマクロ経済政策は、投資政策とも密接に連関して、マクロレ

ベルで、この重点主義の貫徹に奉仕する経済的規制用具としても作用してきただのである。

要するに、ドイモイ下の経済運営システムの転換は、単なる市場メカニズムへの移行として現れたのではなく、ミクロレベルの直接的規制は撤廃したとはいえ、これら経済的規制用具によってマクロレベルで間接的規制をなおかつ継続する経済運営システム＝「規制された市場メカニズム」への転換として現れた。そして、ドイモイ下のシステムの転換が以上のようなものであったかぎり、そこにおいて市場メカニズムへの移行を図った国営セクターも、一方で、われわれの理解する「市場メカニズム」には程遠いといわざるをえないような諸問題、具体的には、前節2項で述べた企業の「ソフトな予算制約」＝国家の「温情主義」に代表されるような諸現象を数多く残存させてきたのである。

ドイモイ下の国営セクター改革の第1段階を扱う本節において、われわれは以上のような点を論じる。まず1項から3項において、第1パラグラフで述べた点を具体的に検討することとし、続く4項、5項で、第2パラグラフ以下で述べた点の検討を行う。

### 1. 217号決定

ドイモイ下の国営セクター改革の第1段階の方針は、第6回党大会の翌年1987年の共産党第3回中央委員会総会(第6期)において、物動型メカニズムを廃止し売買関係へと移行することを基礎に「価格差補給金制度を廃止すること」として提示された<sup>(33)</sup>。

同方針は、さらに企業自主権の拡大として各種の政令に具体化されたが、そのうち最も重要な政令として、ドイモイ直前の1986年6月に発表された12の暫定規則を集大成した87年11月の閣議決定217号(以下「217号決定」と略記)、およびこれを改正した89年12月の閣議決定195号(以下「195号決定」と略記)の2つを挙げることができる<sup>(34)</sup>。両決定の特徴は、(1)上述した「物動型メ

カニズムの廃止」を具体的に定めたことのほか、(2)収益性原理を導入したこと、(3)物動型メカニズムの廃止に際し必要とされる企業の財政自主権を拡大したこと、の3点に要約される<sup>(35)</sup>。

「(1) 物動型メカニズムの廃止を具体的に定めたことの第1は、「何をどれだけ作るか」を義務づけてきた、企業の短期計画=中央計画法令指標を事実上廃止したことである<sup>(36)</sup>。1979年からの経済改革の段階でそれ以前の9から5に削減されていた同指標は<sup>(37)</sup>、217号決定では3に(217号決定3条)、そして89年の195号決定に至り、事実上、上納金指標(取引税と利潤控除)ひとつのみとなり(195号決定1条)、「どれだけ作るか」に関する生産高指標、販売高指標はごく一部の「統制品目」(従来どおり生産を義務づけられ価格も固定される生産物品目)の生産に対して下されるのみとなった。この結果、従来は年次計画のみに限定されてきた企業の計画立案権限は、中期計画、長期計画の領域において拡大されることになった(217号決定1条)。

第2は、物動型メカニズムの根幹である、「どのように作るか」、「どのように分配するか」を義務づけてきた、管理価格に従う生産財補給および生産物引渡しを「自由化」したことである(とくに前者)。まず、生産要素である生産財の補給については、「統制品目」の生産に係わる以外の企業はすべて、今後は生産財を市場で自己開拓するか、非国営セクターをも含む生産財を扱う商業機関との提携ないし合弁によって入手することが義務づけられた。他方、この生産財の自己開拓は、従来どおりのメカニズムに従って「統制生産財」を固定価格で補給され続ける、「統制品目」の生産に携わる企業に対しては、「権利」として保障された(同8条)。したがって、生産財補給については、事実上の「自由化」が図られたわけである。他方、生産物引渡しについては、企業生産物は「国家に優先的に販売される」(同12条)とはされたものの、非国営セクターへの販売の可能性が一方で拓かれた。生産財補給ほどではないとはいえ、補給された生産財を用いようが市場で入手した生産財を用いようが生産された生産物はすべて国家に引き渡すことが義務づけられていた1979年からの経済改革の段階と比べれば、企業の自由度はやはり拡大された。こ

の結果、「統制品目」の生産に携わる企業の価格(=管理価格である「固定価格」)を例外として(同27条), 生産財補給・生産物引渡しの関係から売買関係へと移行する企業の価格は, 若干の「重要生産財ないし重要生活必需品」の価格(=管理価格ではあるが採算の取れる「経営価格」を原則とする「指導価格」)を除いて(同30条), すべて市場価格に連動する, 先述した「協議価格」に従うことになった(同28条)。

他方, 生産要素のひとつである「労働力」の調達についても, 大きな変革がみられた。従来, 国営セクターにおける勤労者の雇用は, 国家がその就業先を行政的に決定する「国家割当制度」(che do bien che)に従ってきた。「分業」(phan cong)とも呼ばれる同制度の下, 勤労者の職業選択の自由, 移動の自由は著しく制限されてきた。217号決定は, 企業と勤労者との契約を基礎とする, 結果として職業選択の自由・移動の自由を保障する「労働契約制度」(che do hop dong lao dong)を導入し, 今後, 勤労者の雇用は, すべて「嘱託制度」と解しうる同制度に従うことを規定した(同47条)<sup>(38)</sup>。

以上, 物動型メカニズムの事実上の廃止は, 生産物引渡しの自由度の拡大という点で「財・サービス市場」の形成の開始を, また, 生産財補給の自由化と労働契約制度の導入という点で(すでに1987年の土地法の改正による土地の「利用権」が譲渡転売可能なりース商品となったという点をも含めて)資本(=資産)・労働・土地の「生産要素市場」の形成の開始を意味していた。そして, これら「市場」における生産物の価格が「協議価格」に従う企業の数が多ければ多いほど, 国営企業はそれだけ市場メカニズムに近いところで活動することになろうし, 「価格差補給金」の削減もそれだけ容易になるはずである。したがって, 残る課題は, 217号決定の現実の適用の過程で, 「統制品目」の指定を受ける生産物, また「統制生産財」の指定を受ける生産財の数をどれだけ削減してゆくのかという点に絞られた。

(2) 物動型メカニズムの事実上の廃止が「市場」の形成を意味していたとするならば, 「収益性原理」の導入は, その「市場」における企業生産物の価格形成, とくに賃金と利潤が, 企業活動の真の結果をより反映しうることを

目指した措置であった<sup>(39)</sup>。

従来、賃金と（1970年代に「利潤原理」が導入されたとはいえ）利潤は、企業経営が物動型メカニズムに従ってきたかぎり、実際には、前者は原価=生産財価格+賃金+地代の固定された一部分であるにすぎず、また後者（正確には「利潤+取引税」）も、この原価にプレミアムとして上乗せされる固定された部分であるにすぎなかった。換言すれば、賃金にせよ、利潤（利潤+取引税）にせよ、黒字であろうが赤字であろうが事前に決定された部分であり、企業活動の眞の結果を反映するものではおよそありえなかつたのである。

217号決定が導入した「収益性原理」は、この点を是正すべく、賃金、利潤を一部企業収益に連動させることを狙つたものであった。

具体的にみよう。従来の算定方式の下では、利潤（利潤+取引税）は、生産物価格-各生産要素価格（=生産財価格+賃金+地代）として示される。他方、217号決定が定めた「収益」とは、形成される生産物価格から、生産財価格+地代の全額と行政的に決定される賃金のミニマム部分（以下「賃金A」と略記）と取引税とを除いた部分、すなわち利潤+賃金の残余部分（以下「賃金B」と略記）として示される。つまり、収益（利潤+賃金B）=生産物価格-〔生産財価格+地代+賃金A+取引税〕である（同23、24条）。

さて、物動型メカニズムが事実上廃止された結果、生産財価格+地代は「市場価格」と連動することになったわけであるから、この部分の価格が高いままであれば、収益（利潤+賃金B）は少なくなろう。逆であれば、それは当然高まることになる。「したがって、企業および企業従業員は、自らの取り分を増加させなければ、必然的に生産費の削減ないし効率の向上に努めざるをえなくなろう。」「収益性原理」の意図は、まさにここにあるといってよい。

他方、上述した算定方式から分かるように、従来は費用（=原価）の決定の後に計上されてきた取引税部分は、「収益性原理」の下では、費用同様先に計上されることになった。同時に指摘しておきたいのは、上述した「収益」のうち、まず先に計上されるのは企業の利潤部分であり、企業従業員の賃金Bは、この利潤部分から利潤控除を国家に対して上納した後に初めて確定され

る、ということである<sup>(40)</sup>。物動型メカニズムの事実上の廃止がこれを基礎に価格差補給金の削減(=歳出の削減)を目指したものであるならば、これらの措置は、逆に歳入面での財政規律の徹底を狙ったものであると評価することができよう。

ところで、この「収益性原理」が企業活動の眞の成果をより反映しうるものとなるためには、いまひとつの条件、すなわち「市場」が競争的であることが必要である。したがって、「収益性原理」が有効に機能しうるか否かは、その実際の適用の過程で、「競争条件」とでもいうべきものがどれくらい導入されてゆくのかという点にかかっていることになる。

(3) さて、従来経営を「統制生産財」という物的資本に仰いでいた企業は、物動型メカニズムの事実上の廃止の結果、この物的資本に代わる貨幣資本を必要としよう。企業の財政自主権の拡大が要請されるこの点では、217号決定は以下のような措置を規定した。

第1は、企業の自己資金部分を拡大したこと、具体的には企業の設備更新に係わる固定資産の減価償却費部分を100%企業に留保することを認めたことである(同20条)。この減価償却費については、企業は、1979年以前には事実上100%(<sup>(41)</sup>)を、また79年からの経済改革の過程では、自主権が高まったとはいえ、一般に50~70%(<sup>(42)</sup>)を国家に上納していた。217号決定のこの措置により、「企業の投資自主権は大幅に拡大されることになった。

第2は、国家財政からではなく国立銀行など金融機関からの借入ないし他人資金に基づく資金調達を義務づけたことである(同2条)。この措置は、形式的には従来から規定されてきたものではあったが、物動型メカニズムに従う従来の経済運営システムの下では、実際には首尾よく機能してこなかった。217号決定以降、この措置は、主に企業の流動資金ないし短期資金の調達において実施されてゆくことになるが(資本市場の形成)，この他人資金の利用に関しては、さらに次の2点を指摘しておきたい。

まず、217号決定が、不必要的機械・設備を譲渡し、交換し、賃貸に付すことが許可されるとして(同2条)，国営企業の「賃貸」に道を開いたことであ

る。次いで、より重要なこととして、同決定が国営企業の株式化ないし株式発行をすでに展望していたことである。具体的には、「財政省は、若干の企業における株式の売買を研究し試験的に組織し、1988年末に閣僚会議にその結果を報告する」(同22条) という条項がそれにあたる。

ただし、賃貸にせよ、株式化にせよ、それが実際に日程に上るのは、1990年半ば以降の改革の第2段階においてである。したがって、これらについては、上述した減価償却費の問題をも含めて(実はこれ以降の過程は企業の減価償却費を国家が100%再集中してゆく過程なのである)後の節で改めて論ずることとし、次の項では、上の(1), (2)の点の実際の適用の過程がいかなるものであつたのかをフォローしてゆくことにしたい。

## 2. 物動型メカニズムの廃止と競争条件の導入

(1) まず、「統制品目」の指定を受ける生産物、また「統制生産財」の指定を受ける生産財の数であるが、中央計画に関するかぎり、これは、短期のうちに激減した。

217号決定の実施の前年にあたる1987年には、閣僚会議が定める統制品目(したがって価格も固定価格に従う生産物品目)の数は98、また統制生産財の数は95あり、他方、閣僚会議が国家計画委員会に管轄を委任した統制品目(同じく固定価格に従う生産物品目)の数は230、また統制生産財の数は75を数えた。これが217号決定の実施が開始された1988年には、閣僚会議が定める統制品目の数が40強に削減されたのに続き、89年には、この閣僚会議の定める統制品目、統制生産財の数は、それぞれ16、18に、また国家計画委員会の定める統制品目、統制生産財の数は、同じく67、37へと急減した。そして、217号決定を改正した195号決定と同時に発令された1990年計画では、閣僚会議の定める統制品目の数は、ついに6(原油、電力、セメント、石炭、錫、コーヒー)に、そして統制生産財の数も8(石油、鋼材、肥料、ゴム、電力、セメント、石炭、ダイナマイト)へと激減するに至った<sup>(43)</sup>。

こうした趨勢は、われわれが改革の第1段階の節目とする1990年以降も継続され、閣僚会議が定める統制品目、統制生産財の数は、1991年にはそれぞれ4, 3, 92年には1, 3のみとなっている。具体的な内訳は、1991年の統制品目が原油、電力、セメント、鉄鋼、92年が電力であり、他方、91年、92年の統制生産財は、それぞれ石油、鋼材、窒素肥料である<sup>(44)</sup>。

国家計画委員会の定める統制品目、統制生産財の数の削減の過程が一部明らかではないものの、全般的にみれば、上述した過程は、確かにかなりの数の国営企業を従来の物動型メカニズムから解き放った過程であると評価してよかろう。

(2) したがって、この過程では、企業生産物の価格形成も、従来の「管理価格」から「協議価格」ないし「指導価格」への転換がみられた。

国営セクターの価格改革については、しかし、予め以下の点を指摘しておく必要がある。すなわち、直接の源泉を85年改革に求めうるドイモイ下の価格改革は、価格体系全体の基底であり先述した配給制度の廃止のためにも必要とされた米価の調整、そして農産物買上げ価格の「協議価格」化(1987年第3四半期から)に始まり、最終的には89年第1四半期におけるベトナム・ドンの公定価格の疑似フロート制への移行にまで至った全面的な過程であったこと、したがって国営セクターの価格改革は、インプット=生産要素の価格を極力採算の取れる価格に近づける一方、アウトプット=最終生産物の価格はできるだけ自由化する、という価格改革の全過程に共通する方針に沿って進められたひとつの部分であったこと、がそれである<sup>(45)</sup>。したがって、上述した統制品目、統制生産財の数の削減と同時並行的に進められた国営セクターの価格改革は、次のような過程をたどった。

まず、アウトプットについては、漸進的な再廃止が1987年半ばより試みられてきた配給制度の全廃が88年後半に決定されたのと前後して、88年5月以来、配給品目をも含む消費財工業製品の小売価格(アウトプット)の決定権が、一部中央から地方自治体へと移管されたものを除いて、すべて国営商業企業に付与されていった(消費財工業製品小売価格の「協議価格」化)<sup>(46)</sup>。配給

物資のうち最後に残った米も、1989年第2四半期までに「自由化」された。

他方、かなりの部分を輸入に頼ってきたのが実情であったインプット＝生産財については、基本的には輸入価格の上昇を後追いする形で国家による価格の引上げが試みられた後、1989年第1四半期までに、その大半が国際市場価格に近づけられた<sup>(47)</sup>。前項(1)の文脈に即していえば、生産財の価格形成は、その「指導価格」化が実施されたわけである。

最後に、1991年からのソ越経済関係の激変により、両国間の「計画」に基づく（ベトナムにとっては長期低金利借款に従う）ループル建てのバーター取引が両国企業間の「契約」に基づく国際市場価格に従うドル建てのハード・カレンシー決済へと転換した結果、旧ソ連にその輸入の過半を依存していた生産財の価格も、90年初頭から91年の前半にかけ、従来と比べて最大で約2.5倍に引き上げられ、国際市場価格に近づけられた<sup>(48)</sup>。

ちなみに、インプットのひとつである「労働力」、つまり国営セクター従業員の賃金（前項(2)で述べた「賃金A」部分）については、上述した配給制度の完全廃止＝賃金の現金化への移行にともない、1988年12月末の閣議決定202号が賃金の再改訂に踏み切った結果、基本給の最低額は、85年改革当時の月220ドン<sup>(49)</sup>から月2万2500ドン<sup>(50)</sup>へと大幅に上昇した。また、同時期には、前項(1)で述べたように、新規に採用される勤労者の雇用形態が「国家割当制度」から「労働契約制度」へと転換されると同時に、とくに国営の行政セクターにおいては、従来「国家割当制度」に従ってきた行政スタッフの肩叩き、すなわち「労働契約制度」に従う雇用への転換も開始された。1990年までに約20万人の行政スタッフが「労働契約制度」へと転換したといわれる<sup>(51)</sup>。

(3) 他方、「収益性原理」が機能しうる条件としての「競争条件」の導入については、ドイモイが、その開始以来、「マルチ経済セクター構造」の推進の下に、国営セクターのみならず非国営セクター、とりわけ私企業の経営・発展を奨励する政策を矢継ぎ早に打ち出してきたことが、すなわち「競争条件」の導入そのものであったということを、まず指摘しておかなければならない。1988年7月の共産党政治局16号決議において早くもその大枠を固めたその獎

励策の大要は、資本額や雇用数の面で私企業に制限を加えないという点にあったが<sup>(52)</sup>、89年3月の共産党第6回中央委員会総会(以下「6中総(第6期)」と略記)において「市場メカニズム」への移行が明確な課題に設定されて以来、私企業に対する奨励策は、私企業と国営セクターとを経済的に平等に扱う方向へと深化するに至った。元来は経済困難の一表現である一般大衆の失業救済策ないし生活費補填に寄与することを意図していた<sup>(53)</sup>、こうした私企業に対する奨励策の実施の過程で、とくに南部の私企業のなかには、若干ではあるが、国営企業の「競争」相手へと成長するものも現れた。

「競争条件」の導入という点でいまひとつ大きな役割を果たしたのが、同じくドイモイがその開始とともに推進してきた「開放化政策」である。早くも1988年には輸出入会社の設立に関する規制が廃止され、貿易業務を行う企業が急増した。また、1989年には関税が引き下げられ、輸出入割当およびライセンス制度の多くが廃止された<sup>(54)</sup>。こうして、1980年代の末までに、従来のタイ、インドなどの製品に加え、外資導入法の公布(88年)以来ベトナムへのインテンシブな直接投資をも開始した香港、台湾などの商品、そしてベトナム軍のカンボジア撤退(89年)と前後して関係改善が図られてきた中国の耐久消費財を中心とする製品が、国営企業に加え海外との直接取引を許可された私企業を通じて、そして正規のルートに加え密輸をも通じてベトナム領内に大量に流入した結果、ここでもとくに国営企業の生産物の有力な「競争」相手として立ち現れるに至った<sup>(55)</sup>。

### 3. 改革の第1段階の結果——経済安定化の兆しと国営企業の分化——

1989年の半ば、遅くとも90年までにその過程を基本的に終了したドイモイ下の国営セクター改革の第1段階は、本章が対象とするその後の時期全体に係わる、以下のような結果をもたらした。

(1) まず、物動型メカニズムの縮小ないし廃止との関連でいえば、この過程で、消費財価格の大半が「協議価格」化(=自由化)し、また生産財価格に

については、その大半が管理価格の一種である「指導価格」に従うにせよ、価格水準自体が国際市場価格に近づけられた結果、緊急課題であった価格差補給金の削減は、かなりの程度達成された。1988年には3945億ドンを計上していた価格差補給金は、89年には2600億ドンへと減少を開始し、90年には740億ドンに急減した<sup>(56)</sup>。ベトナムの統計資料によれば、1990年以来、補助金を計上しなくなったものも現れた<sup>(57)</sup>。

こうした価格差補給金の削減は、それが国家が国営企業に対して発する通貨供給量の縮小を意味するかぎり、インフレの鎮静化にも寄与した。実際、1986年に20%，87年に10%，88年に14%と月間2桁の上昇を記録してきたインフレは、89年後半より鎮静化し始め、89年に2.5%，90年に4.4%と、1桁にまで鎮静した<sup>(58)</sup>。

インフレの鎮静化に寄与した方策としては、この価格改革の他、同改革の最終局面から発動された金融政策=金利の引上げを指摘しうる<sup>(59)</sup>。従来、国家金融は、国営企業にとって、価格差補給金とはまた別の、借りれば借りるほど得である「隠れた補助金」として機能してきた。わけても85年改革の失敗以降、この「隠れた補助金」は、上述した激しいインフレの下、平均貸付金利を実に年率22%（86年、87年）の低さに設定してきたため<sup>(60)</sup>、国営企業の放漫経営を助長し、同じくインフレ率よりも低めに設定されてきた預金金利が一般大衆の預金インセンティブを奪ってきたこともあいまって、通貨供給量を増大させる大きな要因のひとつであった。本節1項(3)で述べたように、217号決定が物動型メカニズムから解き放たれた国営企業に対し自己資金ないし他人資本に従う資金調達を義務づけるに至り、国立銀行は、1989年3月以降、預金金利のインフレ上昇率へのスライド化を実施し、また貸付金利も預金金利との差が5%以内に収まるように調整を開始した。こうして、この措置は、流動性の縮小=インフレの鎮静化に大きく寄与するところとなった。

ところで、価格差補給金は、上述したように、もちろんそれが全廃されたわけではない。1991年以降の額については公式の発表がないため不明であるが、92年計画の時点でもこれが給付され続けているのが明らかであるのは、

なおかつ物動型メカニズムに従う部門、すなわち、統制生産財の扱いを受ける石油、鉄鋼、窒素肥料と、統制品目としての電力である。このうち、統制生産財は、いずれも従来はその過半を旧ソ連からの輸入に仰いできたもので、1991年からの旧ソ連との経済関係の激変を受け、国際市場価格に従う輸入に転換はしたものの、関連業種に対する急激な影響を回避するため、国内向けには国際価格よりも低い価格で補給され続けていることが確認されている<sup>(61)</sup>。

ただし、これらに対する価格差補給金については、将来的には市場価格に漸進的に近づけてゆくことが検討されてもおり<sup>(62)</sup>、実際、1992年4月には、国産の生産財である電力をも含めた公共料金の引上げも行われた。

現在、価格差補給金のさらなる撤廃が課題とされているのは、むしろ、国家セクターの従業員の賃金に残存する補助金の方である。具体的には、なおかつ「国家割当制度」に従う労働者に対する光熱水道費の補填分や住居手当などがそれにあたり、これが存続することが、一定の成果を達成してきたとはいえ、従来からの従業員が「労働契約制度」に従う雇用への転換になかなか前向きにならないことの大きな理由となっている<sup>(63)</sup>。1992年10月の調査によれば、国営セクターの従業員の賃金は、最低でもその50%が上述の2つに代表される価格差補給金の性格をなおかつ帯びるものであり、行政省庁の大臣クラスでは、その比率は80～85%にも上る。また、住居手当についていえば、国営住宅1室当たりの家賃は、1ドル＝1万ドンあまりとなった昨今でも1000～1200ドンにすぎない<sup>(64)</sup>。

ともあれ、賃金に対する価格差補給金の削減の一環として、政府は、1992年末の国会で、93年以降、国営住宅を現在これに居住する国営セクターのスタッフに順次「払い下げ」てゆく方針を明らかにした<sup>(65)</sup>。

(2) 他面、改革の過程は、「収益性原理」の導入との関連でいえば、国営企業が全体として、「収益性原理」のいう「収益」を上げ国家上納金(取引税と利潤控除。後にみるように1991年以降は売上税と利潤税)を納めうる企業と、「収益」を上げえず、したがって国家上納金も納めえない企業、平たくいえば、

黒字企業と赤字企業とに大きく分化していった過程でもあった。すなわち、改革の第1段階が基本的に終了した1990年までに、「国営企業のうち、「収益」を上げうる企業は全体の30%前後にしか達せず、収支のプラス・マイナスがゼロであるか国家上納金を認めえない企業が同じく30~40%に上る一方、残る30~40%の企業は、総じて経営不振=赤字経営に陥り、その一部はレイオフを敷くか負債を抱え事実上の倒産状態にある」という状況が形成された<sup>(66)</sup>。

赤字経営に陥ったのは、主として地方自治体管轄下の国営企業であり、1991年には、省・都市（日本の「都道府県」に相当）レベルの企業のうち50~60%が、また県・区（それぞれ日本の「郡」・政令指定都市の「区」に相当）レベルでは80~90%の企業が経営不振にカウントされた<sup>(67)</sup>。こうした状況は、国営企業全体における赤字企業の比率を徐々に40%にまで近づけつつ、1992年まで続いた。1993年に入ると、赤字企業の比率は一転して15%にまで減少するが、これは後にみる長期赤字企業の「解体」の結果である。

表3は、この状況をもう少しへきりみるために、ドイモイ開始以来の工業生産の状況を1985年を100として指数化したものである。工業生産、とくに国営セクターのそれが価格改革、金融改革が遂行された1989年に若干の減少をみせたという全般的な傾向のほか、直ちにみて取れるのは、中央直轄の国営工業はこうしたなかにあっても一貫して増産を続けてきたのに対し、地方自治体管轄下の国営工業は89年以降も低迷を続け92年に入ってようやく89年水準を上回るに至ったこと、そして、国営工業のうち、生産財生産部門は89年に減産をみたものの90年には早くも回復・発展基調を示したのに対し、同消費財生産部門は89年、90年と連続して減産を続けたこと、である。さらに詳細な分類は他の研究に譲るとして<sup>(68)</sup>、大まかにいえば、国営工業部門は、改革の第1段階の結果、中央直轄の企業のうち、とくに生産財生産部門が伸長をみせたのに対し、地方自治体管轄下の企業のうち、とくに消費財生産部門が不振に陥ったわけである。

国営企業、とくに地方自治体管轄下の企業（とりわけ消費財生産部門）の多

表3 1986~92年の工業総生産指数（1985年価格基準）

（%）

	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
工業総生産	106.2	116.8	133.5	129.1	133.1	146.9	169.4
国営セクター	106.2	116.1	134.1	130.7	138.7	155.1	185.3
中央直轄	105.6	112.8	126.7	134.1	154.6	178.6	217.0
地方自治体管轄	107.1	122.0	145.1	122.5	114.3	119.1	136.9
非国営セクター	106.2	117.8	133.0	127.3	126.4	135.7	143.9
集団セクター	114.8	121.5	122.7	78.4	62.7	...	...
私的セクター	93.5	112.1	147.6	198.7	219.4	...	...
生産財生産	104.0	115.1	127.5	125.3	148.2	...	...
消費財生産	107.2	117.5	136.2	130.9	126.3	...	...

(出所) 工業総生産：表2と同じ, p. 30より作成。

生産財生産, 消費財生産: Tong cuc thong ke, So lieu thong ke CHXHCN Viet Nam 1986-1991, Hanoi : Nha xuat ban Thong ke, 1992, p. 16.

くが経営不振=赤字経営に陥ったのは、ひとつには、改革の第1段階が企業を「市場メカニズム」へと移行させ、これに「競争条件」を導入したこと自体の結果である。

すなわち、改革の過程で「何を作るのか」の指令から解き放たれた結果、確かに若干の企業(たとえば扇風機・蛍光灯などの電気製品、縫製品、即席ラーメン、砂糖、茶、菓子類などを生産する部門)は業種転換などのリストラや製品の質の向上に成功したもののが<sup>(69)</sup>、一方で、過半の企業が、内外製品との「競争」をともなう「市場」の下、たとえば、従来の物動型メカニズム下で販路が保障されていた製品のニーズが実は存在しないことが暴露されたこと、老朽化して久しい設備によって生産された生産物の品質の劣勢が明らかにされたこと、生産財の価格が国際市場価格にまで引き上げられたために生産物価格自体が高価格となったことなどにより、1989~90年までに滞貨を抱えることになった<sup>(70)</sup>。

この滞貨の一因が確かに競争にあったことは、たとえば、表3で、1986年

以降の私企業の工業生産指数が国営セクターのそれをも上回る伸長をみせてくれたことにも現れているが、この結果、国営の消費財製品を扱う国営商業部門も、91年までに同部門の40～50%が担当業務を失い、余剰労働力を抱えることになった<sup>(71)</sup>（なお、製品の輸出先を旧ソ連・東欧に仰いでいた企業は、89年からの同地域の激変の結果、その市場が失われたため不振に陥った）。

地方自治体管轄下の企業に代表される国営企業の不振は、他面、多くの企業が、1989年からの金利引上げもあいまって、軒並み資金不足に陥ったことによっても倍加された。資金不足に陥った企業は、手形信用が存在しないなか、銀行を介さずに互いに信用を「創造」し互いに債務を決済することで資金不足の解消を図ろうとした結果、多くの場合、債権者が同時に債務者となって返済が不可能となり、逆に企業債務を増大させていったのである<sup>(72)</sup>。

ところで、消費財生産部門に代表される、とくに地方自治体管轄下の国営企業が経営不振へと至った一方で、生産財生産部門に代表される、中央直轄の国営企業が伸長をみせた理由は何であろうか。筆者は、前者が不振に陥った理由を、ひとつには、「市場メカニズム」への移行、「競争条件」の導入という改革過程それ自体に求めた。これと同様なロジックで後者の伸長を説明しうるであろうか。

実は、このロジックは、前者の不振を説明する理由にはなりえても、後者を説明する理由にはなりにくいのである。誤解を恐れずにいえば、中央直轄の生産財生産部門の好調、地方自治体管轄下の消費財生産部門の不振に代表される、国営企業の黒字企業と赤字企業への分化は、それが述べてきたほど多くの企業を赤字経営に至らせることまでをも意図していたか否かはともかく、ある程度、人為的な結果でもあったからである。

#### 、4. 「規制された市場メカニズム」への移行

(1) 国営企業の黒字企業と赤字企業への分化が人為的な結果でもあったということは、改革の過程で伸長をみせた生産財生産部門に代表される中央直

轄の国営企業の具体的な業種が、たとえば、電力、石油、建設資材（セメント）、肥料といった部門であったことから窺うことができる<sup>(73)</sup>。これらのうち、前3者は、改革が統制生産財の数を削減してきた過程で、かなり遅くなつて初めて「規制」から外された業種である（石油、セメント）、現在もなおかつ「規制」が継続されている部門である（電力）。したがって、これらの部門の伸長は、従来どおりの物動型メカニズムによる直接的規制を通じて統制生産財ないし投資資金を重点的に補給・給付され続けてきた結果であること、換言すれば、これら部門の伸長は、いかなる部門を物動型メカニズムに従う部門として残すかという党・政府の行政的決定に依存していたことを意味しているが、重要なことは、改革の過程で、こうした投資資金の重点給付にみられる「重点主義」が、これら部門に対してだけでなく、程度の差こそあれ、一般に物動型メカニズムから解き放たれ「市場メカニズム」へと移行してきたその他の中央直轄の生産財生産部門に対しても採られてきた、という事実である。

確かにドイモイは、その開始を告げた1986年の第6回党大会において、投資の重点を農業・消費財・輸出品の生産へと転換することを宣言した。しかし、従来の重工業優先主義を下ろす一方で、「運輸部門」などのインフラ部門に対して、また国営工業部門については重点を絞り込む形で、とくに「電力、肥料、機械製造部門」に対して、生産財・投資資金を集中することは、同時に、同大会における工業化路線の規定方針とされてきた<sup>(74)</sup>。

表4は、1989年までではあるが、ベトナムの国家財政における基本建設投資の推移をしたものである。経済困難のなか、粗固定資本形成も部門別配分も一貫して減少してきたことがみてとれるが、興味深いことは、投資資金の配分比率をみた場合、その比率を高めてきたのは、管轄別には、中央直轄の部門であったこと、産業別には、重点とされてきた農業部門であるよりもむしろ工業部門であったこと、そして工業部門のなかでその傾向がとくに顕著であるのが重工業部門であったことである。重工業部門を生産財生産部門、軽工業部門を消費財生産部門と見なして大過がないのであれば、ドイモイ下

表4 1984～89年の政府部門投資（1982年価格基準）

(単位：10億ドン、かっこ内%)

	1984	1985	1986	1987	1988	1989
粗 固 定 資 本 形 成	23.2	24.8	20.6	16.0	13.5	11.7
中 央 政 府 管 理 分	14.1	13.8	12.1	9.4	9.1	8.7
	(60.8)	(55.6)	(53.7)	(58.8)	(67.4)	(74.3)
地 方 自 治 体 管 理 分	9.2	11.0	8.5	6.6	4.5	2.9
	(39.2)	(44.4)	(46.3)	(41.2)	(32.6)	(25.7)
支 出 形 態						
建 設 組 立	15.4	17.9	15.0	12.0	9.8	7.8
	(66.4)	(71.2)	(72.8)	(75.0)	(72.6)	(66.7)
機 械 設 備	4.8	3.5	3.0	2.4	2.1	2.1
	(20.7)	(14.1)	(14.6)	(15.0)	(15.6)	(17.9)
そ の 他	3.0	3.5	2.6	1.6	1.6	1.7
	(12.9)	(14.7)	(12.6)	(10.0)	(11.8)	(15.7)
部 門 配 分						
生 産 的 部 門	19.3	19.4	16.7	12.8	11.9	10.0
工 業 部 門	7.8	7.8	7.3	7.0	6.7	5.7
	(40.4)	(40.2)	(43.7)	(54.7)	(56.3)	(57.0)
重 工 業	5.8	5.9	5.5	5.3	5.4	4.5
	(30.1)	(30.4)	(32.9)	(41.4)	(45.4)	(45.0)
軽 工 業	2.0	1.8	1.9	1.7	1.2	1.2
	(10.3)	(9.8)	(10.8)	(13.3)	(10.9)	(12.0)
農 業 部 門	5.1	5.4	5.0	3.2	3.3	2.5
	(26.4)	(27.8)	(29.9)	(25.0)	(27.7)	(25.0)
運 輸 通 信 他	6.4	6.2	4.4	2.6	1.9	1.8
	(33.2)	(32.0)	(26.4)	(20.3)	(16.0)	(18.0)
非 生 産 的 部 門	3.9	5.5	3.9	3.2	1.6	1.6

(注) かっこ内の数値は、それぞれ、粗固定資本形成=100%としたときの当該部門の比率(%)。

(出所) 関口未夫「ベトナムの貯蓄投資バランスと資本蓄積」(関口未夫, ラン・ヴァン・トゥ編『現代ベトナム経済—刷新(ドイモイ)と経済建設』) 勅草書房, 1992年) 98ページ(一部補充)。

の投資政策は、確かに農業よりも工業を、とりわけ中央直轄の生産財生産部門を優遇してきたのであり、これが同部門の好調のひとつの理由となってきたことは疑いがない。さらに、支出形態の上位1位がインフラにも係わる建設組立、2位が機械設備であるのをみれば、ドイモイ下の投資政策は、実際、上述した第6回党大会の規定方針どおりに進められてきたともいえるのである。

1989年3月の6中総(第6期)は、第6回党大会の方針を一步進め、今後、

基本建設投資資金を「インフラ部門、基幹プロジェクト」にさらに集中することを決議した<sup>(75)</sup>。1990年11月に改訂された「基本建設管理令」は、217号決定を踏まえ、国営セクターの基本建設投資資金源における財政給付部分の縮小、ならびに大半の投資資金の国家財政ないし国立銀行からの借入への移行を強調すると同時に、この6中総（第6期）決議の精神を具体化したものであった。

このようにみれば、価格差補給金の削減（またインフレの鎮静化）を緊急課題として市場メカニズムへの移行を進めてきた国営セクター改革の第1段階は、同時に、財政難のなか、限られた生産財・投資資金を党・政府の工業化路線における重点部門（一般には中央直轄の生産財生産部門）により集中するという上述した方針と、実は密接に連関して実施されてきた過程であったことが分かる。換言すれば、国営企業の市場メカニズムへの移行、これを基礎とした価格差補給金の削減は、財政赤字の削減＝経済安定化を達成するためばかりでなく、上述した方針に照らして重点部門に生産財・投資資金を集中するためにも必須とされたのである。

(2) さらに重要なことは、この過程は、また、党・政府が、市場メカニズムに移行した企業に対して、その工業化路線における重要度に照らして（結果的には中央直轄の生産財生産部門にはより厚く）、従来の物動型メカニズム＝直接的規制に換えて、これをマクロレベルで間接的に「規制」する各種の経済的規制用具を強力に作用させてきた過程でもあった。この経済的規制用具とは、すなわち、先にみた価格政策、金融政策、そして1991年からの税制政策であった。換言すれば、改革の過程で経済安定化に大きく寄与した価格政策・金融政策（税制政策も）は、同時に、国営企業を党・政府が定めた方向＝工業化路線に「誘導」する規制用具としての役割をも担ってきたのである<sup>(76)</sup>。

このうち、価格政策は、これを改めて規制用具としてみたとき、生産財の価格＝「指導価格」を疑似フロート制に従わせてきた<sup>(77)</sup>という点で、生産財生産部門の伸長に貢献してきた。

疑似フロート制とは、1988年11月以来のベトナム・ドンの為替レートに対

する操作と同じものであり、国際市況をにらみ、当該生産財の価格を国際市場価格の近くに行政的に設定する一方、市況が変動した際に、それが当該生産財を利用する部門・業種に大きな影響を与える場合には、その価格を行政的介入によって支える(たとえば従来の価格を維持する)制度である。その意味で、国家は「生産財価格の大部分をなおかつ規制している」<sup>(78)</sup>わけであるが、こうした「規制」が、価格自体は国際市場価格に近づけられた一方、生産財生産部門に対する、いわばクッションの役割を果たすものであるかぎり、価格の「協議価格」化によって市場と直接に対峙するに至った消費財生産部門と比べた場合、生産財生産部門の安定を保障するひとつの要因となってきたことは疑いない。

他方、インフレの鎮静化に寄与した金融政策は、規制用具として、すでにドイモイ以前から、部門・業種ごとに異なる差別的な金利政策を一貫して実施してきた。たとえば、1988年12月の貸出金利をみると、金利は、農業2.5~3.0%，工業・流通3.0~3.6%，貿易・旅行3.6~4.0%と部門ごとに別個に設定されており<sup>(79)</sup>、これがそれぞれの部門内で業種別にさらに細かく規定してきた。

この金融政策が生産財生産部門を優遇する規制用具として機能した例を、われわれは1989年3月の金利引上げ後にみることができる。すなわち、改革の結果であるインフレの鎮静化と一方における多数の国営企業の経営不振とを受け、政府は、早くも1989年6月に準備高を超えた貸付は行わない方向で金利政策を見直し通貨供給量を増加させることを決定した結果<sup>(80)</sup>、金利は、90年に入ると農業2.1~2.4%，工業・流通1.8~3.7%，貿易・旅行3.0%へと改正された<sup>(81)</sup>。全般的な傾向は1988年末時点と同様である一方、工業・流通における1.8%という数字から、同分野で部分的に農業部門以上に優遇される部門が生じたことが分かるが、この部門が、実は「石炭、機械製造、錫、肥料、ソーダ」などの生産財生産部門、「運輸」にみられるインフラ部門であった<sup>(82)</sup>。したがって、ここでは、生産財生産部門の好調が、この「規制」による同部門への梃子入れをも一因としていたことが明確にみてとれるのである。

(3) 部門・業種ごとに異なる差別的な「規制」、そして生産財生産部門に対する優遇策は、しかし、税制政策において、より顕著である。

1990年6月の国会は、売上税法、利潤税法、特別消費税法を通過させ、これら各種税法は、91年から施行されてきた。この税制改革の含意は、市場メカニズムへの移行にともなう法整備の一環として、従来、国営セクターでは取引税・利潤控除などの「上納金」として、非国営セクター、とくに私企業では工商業税などの「税」として、それぞれ別途に規定されてきた歳入の形態を一律「税」に統一すること<sup>(83)</sup>、さらに、国営セクター・非国営セクターそれぞれの同一部門・業種に対しては等しい税率を課すことで、各セクターの経済的な平等化をさらに実現することにあった<sup>(84)</sup>。この税制改革は、価格政策、金利政策が歳出の削減と同時に歳入の増加を目指すものであったが、従来の取引税・利潤控除と比べれば、税率は一般に引き下げられた<sup>(85)</sup>。したがって、税制改革の意図は、むしろ各種税「法」を遵守させることで絶対額としての税収を増加させる点にあったといえる。この結果、国営セクターにおける従来の取引税は売上税へ、利潤控除は利潤税へと転化したのであるが<sup>(86)</sup>、興味深いことは、その部門・業種ごとに異なる差別的な税率の在り方であり、タバコ、酒類のみに課される特別消費税はともかく、売上税法、利潤税法の両者に共通する生産財生産部門に対する一貫した優遇策である。

まず、販売高を基準に課される売上税は、非物的生産部門＝サービス部門の税率が最も高く、一部の業種では30～40%の高い税率が課されてきた。これに対し、工業部門の税率は、一般に1～6%，若干の業種について8～10%と優遇されてきた<sup>(87)</sup>。しかも、その具体的な内訳をみると、消費財工業部門のうち、食品工業が6～8%，電気製品8%，同組立部門が8%である一方<sup>(88)</sup>、重たい部門ないし生産財生産部門については、セメントが10%とやや高めであるほかは、建設部門が3～5%，運輸部門が1～4%であり<sup>(89)</sup>、とくに鉱物採掘、機械・設備組立、化学などの税率は1%の低率に設定されてきた<sup>(90)</sup>。

利潤に課される利潤税も同様であり、工業部門のうち、軽工業・食品工業

の税率が40%（1993年6月の改正で35%に減税）であるのに対し、重工業のそれは30%である<sup>(91)</sup>（同25%に減税）。しかも、財政省税総局が出版した各種税法に関するパンフレットは「生産の増大に作用する装備・設備を増加させる再投資に利潤を通常利用している生産財生産部門は納税すべき利潤税の50%の減税が認められる。したがって、企業は、実際には利潤の約15%を利潤税として納税する義務があるだけである」<sup>(92)</sup>とも述べている。このように、売上税、利潤税は、その実施の当初から、生産財生産部門の伸長を図る「規制」用具として作用してきたのである。

(4) こうしてみたとき、価格差補給金の廃止を緊急課題として市場メカニズムへの移行を進めてきたドイモイ下の国営セクター改革の第1段階は、単に市場メカニズムへの移行としてのみ捉えられる過程ではなく、従来の経済運営システム、すなわち物動型メカニズムによって経済主体をミクロレベルで直接的に「規制」するシステムから、国営セクターをも含むすべての経済主体を市場メカニズムへと移行させる一方、この市場メカニズムを利用する経済主体を各種の経済的規制用具によってマクロレベルで間接的に「規制」する経済運営システム、すなわち、現在ベトナムで「国家の管理の下での市場メカニズム」と呼ばれるいまひとつの「規制」システムへの転換の過程の一環であったことが分かる（「規制」がなおかつ是とされる理由が党・政府の定める「工業化路線」の追求にあることは述べたとおりである）。そして、改革の第1段階の結果、国営企業が黒字企業、生産財生産部門に代表される、とくに中央直轄の企業と、赤字企業、消費財生産部門に代表される、とくに地方自治体管轄下の企業へと分化したことが、確かに市場メカニズムへの移行の必然的な結果である一方、上述したような、形を変えてなおかつ継続される「規制」に発する「人為的な結果」でもあるといいうことも、今や十分に理解されたであろう。

ちなみに、この過程は、それがいまひとつ別の「規制」システムへの転換の過程であったかぎり、「規制」を担当する各行政省庁の経済運営システムに占める地位を転換させてきた過程でもあった。すなわち、ミクロレベルの「計

画化」からマクロレベルの「誘導化」への移行にともない、従来の「規制」システムの中心的存在であった、計画立案を担当する国家計画委員会と生産財補給を担当する資材省の役割は、相対的に低下した。とくに資材省は、物動型メカニズムの縮小・廃止にともない、1990年に現在の商業・スポーツ・観光省に統合された。代わって権限が増加したのが価格政策を担う国家価格委員会であり、金融政策を担う国立銀行であり、税制政策を担う財政省である。わけても財政省の権限強化は著しく、1990年1月以来、税制改革と前後して、従来未分化であった財政と金融の分離が進められてきた結果（このため、国立銀行の業務も同年10月より再編され、中央銀行と商業銀行＜農業開発、商工業、投資開発、外国貿易の4行＞への分離が本格的に開始された）、従来からの徵税機関としての役割に加え、新設された「国庫」(kho bac nha nuoc) の下に国家資金の多大な部分を管理する権限を獲得しつつあり、後述する改革の第2段階では、大きな役割を担うに至っている。

## 5. 改革の第1段階の問題点——「ソフトな予算制約」の残存——

国営セクター改革の第1段階の過程が、いわばひとつの「規制」システムからいまひとつ別の「規制」システムへの転換の過程の一環にほかならなかつたのであるとすれば、そこで形成された国営セクターの様相も、われわれの理解する「市場メカニズム」を基準とした場合、これにはなおかつ程遠いといわざるをえない問題を数多く抱えている。換言すれば、新しい経済運営システムが「規制」をなおかつ是とする行政システムであるかぎり、従来のシステムの本質であった企業と上級機関との支配従属関係、具体的には、企業の代表である企業長と上級機関の担当者との間の「垂直的な交渉」が、（一部は形を変えて）依然として残存している。総じていえば、企業の「ソフトな予算制約」＝国家の「温情主義」は、なおかつ普遍的である。このことは、価格差補給金の残存とはまた別の形で、結果として財政・金融などの「ソフト」性に現れるはずであるし、事実、現れてきた。1990年までの統計をみるかぎ

表5 1986~90年の歳入と歳出

(単位：100万ドン)

	1986	1987	1988	1989	1990
歳入総額	83,666	382,291	1,758,161	3,898,945	6,490,000
国営企業	60,389	284,802	1,184,945	2,392,257	3,420,000
所得移転	56,908	270,220	1,027,627	1,616,870	1,430,000
減価償却	893	4,911	3,724	71,300	190,000
輸出入税			74,960	253,668	600,000
その他	2,548	9,670	78,634	144,000	170,000
税金					
非国営企業	18,331	67,672	376,908	844,757	1,120,000
その他	4,947	29,817	196,308	661,231	960,000
歳出総額	120,800	514,937	2,839,719	6,671,174	8,090,000
経常支出	75,862	329,058	1,622,751	3,723,644	5,312,000
サービス	33,307	120,257	494,357	1,610,937	2,573,000
行政支出	5,402	18,765	144,222	450,340	310,000
補助金	12,429	104,292	455,278	43,381	…
その他	24,724	85,271	528,894	1,618,986	2,429,000
資本支出	43,069	181,480	1,181,470	2,208,246	1,860,000
その他	1,869	4,399	35,498	739,281	918,000

(注) 1990年は推定値。

(出所) Tong cuc thong ke, Kinh te va tai chinh Viet Nam 1986-1990, Hanoi: Nha xuat ban Thong ke, 1991, pp. 94-95, 98より作成。

り、財政はインバランスの縮小の方向をみせ始めたとはいえ、赤字はなお多大な額に上っているが(表5)、その理由の一端は、実際、上述した点に帰されるものなのである。本項では、改革の第1段階の問題点を、この点との関連で論じる。

(1) 第1点は、基本建設投資についてである。

改革の第1段階は、投資についてみたとき、重点主義という方向のなかで、市場メカニズムに移行した企業に対して投資の自主権を拡大してきた過程で

あつたわけであるが、この評価は、ここでは、かなり割引される必要がある。

実際には、市場メカニズムに移行したはずの企業における中央財政への基本建設投資資金の依存、ないし企業に対する中央財政からの投資資金の給付が（企業の上級機関である部門別省庁・地方自治体へのそれをも含めて）なおかつみられる。この結果、投資の「分散」も継続している。投資資金を38の基幹プロジェクトに集中する予定であった1989年の財政計画は、とくに地方自治体管轄下の企業の予算要求を受け入れた結果、最終的には1700のプロジェクトに資金を「分散」させることになった。同様な事象は1990年についても生じ、90年の財政全体における実際の投資資金額は予算の2倍ないし3倍に膨れ上がった<sup>(93)</sup>。1991年以降については数値を具体的に紹介した資料がみつからないのが残念であるが、この問題は、現在に至るまで折に触れて指摘されている<sup>(94)</sup>。

こうした現象は、投資資金の70%が集中されてきた建設組立部門でとくに顕著である<sup>(95)</sup>。同部門では、重点主義が採られた以外のところで、単なる外延的発展（技術革新をともなわないプロジェクトの実施）にしかすぎない、不要なプロジェクトないし市場規模にそぐわない大規模プロジェクトの建設組立が広範にみられる。これらプロジェクトが多数である場合、その資金需要が財政の可能性を上回るために、結局は投資資金が各プロジェクトに広く薄く給付されてしまうことが「分散」の意味なのであるが、この結果、プロジェクト実施期間の計画を超えた延長、完成したプロジェクトの陳腐化が頻繁に生じると同時に、これがフィージビリティー・スタディなどの準備不足のなかで実施される場合も多いため、その過程で当初見積を超える投資資金部分について改めて予算請求が行われることが、この「分散」をさらに助長させている<sup>(96)</sup>。要するに、企業の飽くなき「投資渴望症」、これを許す国家（ここでは財政当局）の「温情主義」は、なおかつ普遍的であり、「分散」の一方における「不足」現象も衰えをみせない。

この基本建設投資の問題は、企業の市場メカニズムへの移行が徹底されてきたのであれば、上述した浪費部分を縮小することで財政赤字をさらに削減

しえたことを、あるいは同額の投資資金を支出することで現にみられる以上の成果を達成しえたことを示している。改革の第1段階が追求してきた重点主義は、そのかぎりで(あるいは「そのためにこそ」)。ただし、その批判的総括は最終節で行う), 中央直轄の生産財生産部門を伸長させてきたとはいえ、未だ党・政府の意図どおりに貫徹されているとはいがたいのである。

(2) 財政赤字の継続に直結する基本建設投資資金の分散傾向とは別ではあるが、本節3項(2)で触れた、数多くの国営企業が経営不振に陥り企業債務を増大させるに至った過程もまた、少なからぬ企業が、経営のリストラに努めるというよりも、むしろ旧態依然とした経営を維持するために資金の無心を継続した過程でもあったという点からいえば、企業の「投資渴望症」の残存を示す過程であった。実際、借り入れた資金が非合法営業など本来の経営目的とは異なる用途に利用されたケースも多々みられた<sup>(97)</sup>。

国立銀行の行動は、こうした企業の「投資飢餓症」の残存をさらに助長し、結果として資金の「不足」をさらに逼迫させた。

数多くの国営企業が経営不振に直面したことを受け、1990年には、生産財生産部門を中心に優遇金利が適用されたことは、すでにみた。この結果、企業に対する貸付金利は、1990年の第2四半期を境に、工業部門全体としてもインフレ上昇率を再び下回り始めたのであるが<sup>(98)</sup>、問題は、国立銀行が、こうした金利の逆ザヤ政策を再び実施したことにある以上に、むしろ、十分な審査をともなわない貸付を継続したこと、つまり流動資金を無心する不良企業に対しても資金を貸せるだけ貸したこと、そして返済期日を迎ても債務取立てをあえて強行しなかったこと、などにあった<sup>(99)</sup>(国家くここでは国立銀行)の「温情主義」)。この結果、企業の「投資渴望症」の残存=債務の累積が助長されただけでなく、この過程で、資金の国立銀行への還流に遅滞が生じた結果、資金を真に必要とする企業に対する貸付にも支障をきたすようになり、資金の「不足」をさらに倍加させる、という悪循環に至ったのである<sup>(100)</sup>。

1991年4月末までに、行政機関を除いた企業の負債総額は、この過程に巻

き込まれた私企業のそれをも含めて、8兆ドン強に上った<sup>(101)</sup>。負債問題は、国営セクター改革の続行に際し、直ちに解決しなければならない大問題となつた。

(3) 財政の「ソフト」性との関連で指摘しうる第2点は、サービス支出についてである。

表5からも明らかなように、改革の第1段階の結果、サービス支出=国営セクターの従業員に対する賃金支払いは、本項(1)で指摘した投資の「分散」による投資資金の膨れ上がりが統計からは窺いえない現象であるのとは逆に、目に見える形で、いわば価格差補給金などの補助金の削減と交代するような形で、増加を続けてきた。

確かに国営セクターの従業員の賃金は1988年末に引き上げられた。しかし、サービス支出の増加がこの点のみに帰されるものでないことは、「労働傷病社会省の調査数値によれば、1991年初頭の国営経済セクターにおける勤労者1人当たりの平均収入は11万ドンであり、うち、北部のそれが9万4000ドンで、202号決定の規定と比較して2倍に、南部のそれは15万ドンで、同決定と比較して3倍に上っている」<sup>(102)</sup>ことからも明らかである。

サービス支出が政府の決定を超えて増加してきた理由のひとつは、「収益性原理」の導入にある。本節1項(2)で論じたように、「収益」を上げえた企業は、「収益」の一部(=賃金B)を賃金部分に上乗せしうるようになったために、その企業の従業員の賃金を確かに引き上げることができたのである。

しかし、ここでも、この評価は、直ちに割引される必要がある。こう述べたのは、「収益」を上げえた黒字企業の存在がそもそも党・政府の「規制」=重点主義による「人為的な結果」でもあることを繰り返すためではなく、その「規制」の現象形態である企業の「ソフトな予算制約」=国家(ここでは財政当局)の「温情主義」の残存が、「収益性原理」の導入を実際には不首尾にし、それを通じてサービス支出を増加させてきたいまひとつの理由であるからである。

「収益性原理」の導入を不首尾にしてきた現象の第1は、固定資産の減価

償却費の賃金への流用 (an vao von) である。

すでにみたように、価格差補給金の削減を目指した価格改革の方針は、ひとつには、市場メカニズムに移行する企業が価格形成を行うに際し生産要素（とくに生産財）の価格を生産費に正しく計上することにあった。その結果、過半の生産財の価格形成は「指導価格」に従うことになったのであるが、この場合、価格が正しく計上された「生産財」とは改革の過程と並行して生産過程に初めて入る生産財、とくに中間財としての原材料が主であり、すでに生産過程に入っていた投資財=固定資産の減価償却費の計上は、義務づけられてはきたものの、きわめて不首尾であった。こうして減価償却費を生産費に計上しない結果、生産費を実際に要する費用以下に引き下げることに「成功」し、その結果上げえた「収益」を賃金に上乗せしてしまう企業が多発したのである<sup>(103)</sup>。

この場合、こうした企業のなかには、もし減価償却費が正しく計上されれば、実際の生産費が高まるために、実際には赤字企業に転落する企業もあるうであろうことは、想像に難くない。事実、ここでは、黒字企業にカウントされてきた企業が実際には赤字企業である例、ベトナム語で「形式上の黒字、実際上の赤字」(lai gia lo that) と呼ばれる例がかなりみられる<sup>(104)</sup>。したがって、「収益性原理」の導入は、これを基準にみた場合、改革の過程は国営企業が黒字企業と赤字企業とに分化してきた過程であったとして評価が、その過程が実際には赤字企業である企業が「黒字企業」にカウントされてきた過程でもあった、という点をも含めて割引される必要があるのである。

減価償却費の賃金への流用という現象は、第1節2項で述べた企業の「抜け穴探し」の典型的な例であるが、この「抜け穴探し」が従業員の賃金の引き上げに直結してきた例として、ほかに、やはり減価償却費の悪用、すなわち、設備更新の時期に至らないのに、新規の設備をこの減価償却費で買い入れ、これを必要とする他の企業に転売して得た利ザヤを賃金に組み入れるという現象 (mua di ban lai) が挙げられる<sup>(105)</sup>。いずれにせよ、こうした事象の存続は、少なからぬ企業の経営が価格をシグナルとする「市場メカニズム」に

従う経営にはなおかつ程遠いことを示しているといつてよい。

(4) 第2は、そして、こちらの方がサービス支出の増加により大きく作用したと考えられるのであるが、一般に黒字企業、「収益」を上げえた企業として現れた、とくに中央直轄の生産財生産部門の「独占」=売手市場的性格であり、具体的には独占的価格の引上げである。

党・政府の重点主義がこれら企業を黒字企業として伸長させ、これら企業が「収益」を賃金に上乗せしてきたことに加え、これら企業がその生産物の販売に対する独占的地位を背景に生産物の価格を意図的に引き上げ、賃金を生産性を超えて引き上げてきたことがサービス支出の増大の一因となってきたことは、明白である。すなわち、1989、90年の価格改革の過程で、一般に生産財価格は2.5倍に、消費財価格は3から3.5倍に、賃金は1.6から1.7倍に上昇したなか<sup>(106)</sup>、「中央直轄の工業セクターでは、89年に、……生産が1.37倍に伸びただけである一方、従業員の収入は17倍（うち賃金は15ないし16倍）に上り、国家上納金の伸びは4.7倍にすぎず」、90年には「多くの企業の従業員1人当りの平均収入は、1カ月当り30万ドンを超えた」のである<sup>(107)</sup>。

上述の引用は導入されたはずの「指導価格」が遵守されてこなかった場合があることを示唆してもいるが、指摘される必要があるのは、「収益性原理」は、ここでは、ほとんど作用してこなかったとみられることである。

すなわち、これら中央直轄の企業では、本節1項(2)で論じた「収益性原理」の適用方法とは逆に、賃金B部分を「先に計上した後に収益を算定する場合が普遍的である」<sup>(108)</sup>だけでなく、費用として先に計上することが義務づけられた取引税(売上税)部分でさえ、管理職、従業員の賃金を控除した後に初めて算定する場合が多々みられてきた。また、独占企業のなかには、賃金を生産物価格に十二分に組み込んだ結果、生産物価格が高くなりすぎて販売が困難になった場合には、国家に、販売価格の引下げ、国家上納金・税の減免、損失部分の価格差補給金による補填などを要請する企業もみられる<sup>(109)</sup>。こうした、国家上納金・税は完納されない、つまり「赤字」である一方、企業の従業員は潤っているという現象は、上述した「形式上の黒字、実際上の赤字」

に対し、「形式上の赤字、実際上の黒字」(lo gia lai that)と呼ばれてきたが、こうした「赤字企業」の存在をも考慮するとすれば、「収益性原理」の導入、これを基準にみた場合の国営企業の黒字企業と赤字企業への分化という評価は、改めて、それもかなり割引される必要があろう。

「独占」=売手市場の存在が「規制」システムの支配従属関係を倍加させる要因であることは第1節2項で述べたが、上述した事例は、改革の過程が實際には重点主義の貫徹、重点部門=独占企業への積極的な梃子入れをも図ってきた過程であったために、「独占」=売手市場という從来の構造を解消するどころか、上の税の減免要請にみられる企業の「ソフトな予算制約」を、また結果的にはこれを許容してきた国家（ここでは財政当局）の「温情主義」をなおかつ残存させ、これがサービス支出を増大させるいまひとつの要因となってきたことを示している。したがって、ここでは、改革の過程で重点主義が採られたこと自体が、財政赤字の削減を難しくしてきたこと、財政の「ソフト」性が解消されてきたならば現実の結果は異なっていた可能性がありうるという意味で、重点主義の貫徹をも不首尾にしてきたということが許されよう<sup>(110)</sup>。

### 第3節 ドイモイ下の国営セクター改革の第2段階

前節5項で検討した問題は、ドイモイ下の国営セクターの否定的側面として、基本的には今まで継続しているものではあるが、われわれは、経済全体に対するマクロ経済政策における、こうした問題への対応を鑑みる一方(すでに述べた1991年からの税制改革は、それ自体は、歳入面において財政インバランスのさらなる解消を図る措置であった。1992年の歳入は91年実績比82%増で計画目標を2兆ドン超過し、国営企業からの収入は計画目標を約30%も上回った<sup>(111)</sup>)、改革の第1段階の終了とほぼ同時に開始された国営セクター自体に対する新たな一連の改革措置に注目しないわけにはいかない。

この新たな改革措置は、まず、1990年5月に発令された閣議決定143号(以下「143号決定」と略記)<sup>(112)</sup>において、同決定が改革の第1段階の指針であった217号決定をはじめとする諸政策の実施状況の総括を呼びかける一方、国営セクター改革の継続に関する新方針として提示された。同方針は、具体的には、以下の4点を基調としていた。すなわち、第1点は、217号決定がすでに道を拓いていた国営企業の請負・賃貸を研究し初步的に総括することであり、また、「リース化」を今後拡大することである<sup>(113)</sup>。第2点は、改革の第1段階で長期赤字経営に陥った企業に関して、すでに破産状態にある企業の経験を研究し総括することであり、現実には、これら企業のある部分を「解体」へと導くことである。第3点は、いわゆる企業経営の近代化との関連で、企業経営に「取締役会」(hoi dong quan tri)を導入することである。最後の第4点は、この取締役会の導入を前提としているかぎりで第3点とも密接に関連するが、国営企業の「新しい管理モデル」<sup>(114)</sup>としての「試験的株式化」を実施することである。

ドイモイ下の「国営セクター改革の第2段階」とも形容しうる、今までの改革それ自体の始源となったこれらの方針は、端的には、いずれも国営セクターの非効率性を糾弾し、その解決のために国家と企業との間の「所有権と利用権の分離」(ないし「所有と経営との分離」)を、あるいは企業の「所有形態」の「転換」ないし「多様化」(以下「所有転換」と略記)を訴える、ベトナム各方面の主張と密接に連関して推進されてきたという点で、共通している。加えて、これらの方針は、その具体的な適用ないし全面的な実施が、いずれも1991年6月の共産党第7回大会(以下「第7回党大会」と略記)以降であったという点でも、その特徴を共有している。

「所有権と利用権の分離」は、とくに方針の第1点の実施に係わる主張であるが、これは、国営セクターの非効率性、本章が論じてきた企業の「ソフトな予算制約」=国家の「温情主義」の残存に係わる問題が、雇用形態が「労働契約制度」へと転換してきた改革の第1段階にあっても、企業のトップである企業長はなおかつ国家によって任命してきた、すなわち企業長と上級

機関の上司との支配従属関係が継続してきたという事実そのものに帰着すること、あるいは、この企業長をトップとする企業の「所有者」が抽象的な意味での「国家」である結果、企業の経営責任の最終的な所在（ベトナムにおける表現をかりれば「誰が企業の眞の『主人』であるのか」）が明確にされえないことが企業の非効率性を助長しているという認識から主張されてきたものである<sup>(115)</sup>。また、方針の第2点の実施の背景を成す企業の「所有転換」の方は、より手厳しく、国営セクターの非効率性の根源を国営企業の大半が規模・分野を問わない機械的な国有化によって形成されてきたという過去の事実にまで遡り、こうした量的にのみ拡大されてきた企業が、同様に、抽象的な意味での「国家」が「所有者」である結果、投入に比較して産出（生産性）が低いという点でその非効率性を助長し、これが財政の大きな負担となっているという認識から主張されてきたものである<sup>(116)</sup>。最後に、方針の第3点と第4点の実施は、これら「所有権と利用権の分離」、「所有転換」に関する主張双方の延長上に位置するものである。

143号決定に始まる今日までの国営セクター改革の第2段階は、このように、「所有転換」をも日程に乗せた、国営セクターの効率化＝市場メカニズムへのさらなる移行への過程として理解することができる。われわれは、以下、本章の残りの部分において、現在進行中であるこの国営セクター改革の第2段階の具体的な様相を、「リース化」、「解体」、そして企業への取締役会の導入とも絡む「試験的株式化」についてみてゆくことにする。ただ、結論的にいえば、国営セクターの市場メカニズムへのさらなる移行の過程として積極的に評価しうるこの過程も、改革の第1段階と同様、重点主義の貫徹として現れる、「規制」をなおかつ是とする経済運営システムへのさらなる転換の過程でもあってきたかぎり、現状では、その過程自体をやはり不徹底にしていることもまた事実である。したがって、本節の最後の部分では、前節で先送りにした、この「規制」をなおかつ是とする経済運営システムそのものについても、最終的な総括を行う。

## 1. 国営企業の「リース化」と「解体」

143号決定の方針のうち、国営企業の「リース化」および「解体」は、同決定に統じて発令された1990年9月の閣議決定315号（以下「315号決定」と略記）<sup>(117)</sup>が実施を主張した「国営経済セクターの生産経営の矯正・再編成」において、相互に連関しつつ実施されてきた。

ここにいう「国営経済セクターの生産経営の矯正・再編成」とは、国営セクターが引き続き「国民経済における主導的役割を發揮する」べく、国営企業の「経営成果」ないし「経済社会効率」を向上させることを目指す運動である（315号決定1条）。このため、企業の上級機関は、管轄下の企業のリストラに関する計画・方針を作成し実施することが義務づけられたが（同），このリストラの内容は、以下の2点に要約される。第1点は、企業の経営活動をチェックすることであり、企業の業務内容が正しく実施されているのか否かを点検すること<sup>(118)</sup>のほか、企業の現状を把握し将来性を検討するために企業の財務状態、また資本・技術・市場といった要素を点検することである。重点は、わけても財務状態の点検にあり、企業に対し固定資産などの企業資産を再評価し正しく算定すること、そして負債を確定することが義務づけられた（同3条）。国営企業の「リース化」は、直接にはこの点に端を発している。他方、第2点は、こうした財務状態などの点検の結果、その非効率性が明らかになった企業、とくに長期赤字経営を続け負債を抱えてきた企業について、上級機関が、当該企業のこの非効率度と生産する財・サービスの重要度との2点に照らして分類を行うことである。この場合、経営改善の兆しのみられない企業については、「解体」が適用される（同）。

（1）国営企業の「リース化」は、315号決定と同時に発令された「資産価値の維持と増加」に関する閣議決定316号（以下「316号決定」と略記）において、その大要が与えられた。すなわち、316号決定は、すでに述べた国家と企業それぞれの責任の明確化の要請に鑑み、国有財産である企業資産の「所有権」

と「利用権」とを分離し、「利用権」を企業に譲渡することを決定した<sup>(119)</sup>。これにより、国営企業は、国家から国有財産を借り受ける、いわば「リース化」した経済主体へと転換すべきことが要請された。

重要なことは、316号決定が、315号決定の訴えた企業のリストラの内容の第1点、とくに企業の財務状態の点検(企業資産、とくに固定資産の価値の再評価と正しい算定)を実施すべく、企業資産の「利用権」を企業に譲渡するにあたり、その「利用権」に対する企業の物的責任を規定したことである。

すなわち、第1に、企業に対し、資産価値を1990年1月1日時点の市場価値に即して政府が設定したガイドラインに従って再評価し(3900ドンを1ドルとしドルで再評価するとされた)，鎮静化したとはいえ、なおかつ持続するインフレによる価値の目減り分を今後は定期的に再評価することにより、資産価値を最低でも(今後は新評価額を年2回ずつ発表するとされた)国家のガイドラインに常に合わせておくこと(=「維持」)，可能であれば自主的に資産価値の増額を図ること(=「増加」)が要請された<sup>(120)</sup>。これは、当然のことながら、企業が自己のバランスシートを常に明確にしておくこと=負債を確定しておくことを要請されたことと同義であった。

第2に、さらに重要なこととして、ここでは、この定期的な資産価値の再評価を前提として、減価償却費を企業生産物の生産費あるいは生産物価格に正しく計上することが義務づけられた。この措置は、改革の第1段階の重点のひとつであった「インプットの価格を生産物価格に正しく計上する」という価格改革の方針をさらに徹底しようとするものであり、これによって、前節5項(3)で論じた、企業の減価償却費の賃金への流用などの現象を防止しようとするものである<sup>(121)</sup>。したがって、「リース化」の意図は、この点に関するかぎり、企業に正しい経営結果に従う経営を行わせサービス支出の不合理な増加を防ぐことにより財政赤字のさらなる削減を図ることにあった、といつてよい。

国営企業の「リース化」は、翌1991年1月の閣議議定24号(以下「24号議定」と略記)の発令により、その政策的フレームワークが整えられるに至った。24

号議定は、同年からの税制改革の一環として、企業資産の「利用権」に対する物的責任をさらに明確にすべく、これに対するいまひとつの物的責任として、1月当り資産価値の0.2%から0.5%に相当する税=資本利用税を課すことを決定した<sup>(122)</sup>。

資本利用税それ自体は、すでに旧ソ連・東欧諸国の1960年代の経済改革において導入が志向されたものと同じものであり<sup>(123)</sup>、したがって、その導入は、一般には国営セクターのいわゆる「完全経済計算制」への移行と形容される事象と同義である。ただ、この資本利用税の導入が国家と国営企業との間の「物的資本」に関する貸借関係=抽象的な意味における実物資本の市場の形成の開始を曲がりなりにも意味するものである以上、同税の導入は、それ自体が、改革の第1段階が進めてきた「市場」一般の形成をさらに拡大する措置であったといえる。

国営企業の「リース化」は、316号決定の発表とともに、若干の企業においてまず試験的に実施された後、インフレによる資産価値の目減り分を補填すべく企業会計に「予備費」なる費目を設けることを定めた1991年5月の財政省通達など一連の細則の発令を経て<sup>(124)</sup>、同年6月の第7回党大会をクリアした後に発令された同年10月の閣議決定332号以来、すべての国営企業に対して適用してきた。1992年1月には、資産価値に関する政府のガイドラインも1ドル=1万ドンへと改正された<sup>(125)</sup>。

(2) 多発した経営不振の国営企業を放置すること自体が企業の「ソフトな予算制約」=国家の「温情主義」を残存させることと同義である以上、315号決定が長期赤字企業の「解体」に関する方針を具体化したことは、やはり財政・金融のさらなる「ハード」化=市場メカニズムへのさらなる移行の現れとして評価することができる。

「解体」に関する方針の詳細は、315号決定の「添付書類」<sup>(126)</sup>において与えられた。具体的には、それは、315号決定3条の主張に従い、長期赤字企業を非効率度と財・サービスの重要度の2つを基準に分類した後、上級機関は、まず当該企業に対しリストラないし設備更新を勧めるか、あるいは上級機関

自体が一定の補助を行うかし、これによっても状況が好転しない場合、当該企業の「解体」を決定する、「解体」決定の後、当該企業の他企業への統廃合あるいは所有転換を試み、これをも望みえない企業については、資産整理を行う、というものである。ここにいう所有転換とは、具体的には、払下げを意味する。払下げの形態は2つであり、第1が、賃貸、すなわち個人ないし非国営セクターをも含む他の経済組織へのリースであり（国家と他セクター間における実物資本市場の形成）、第2が、企業の主管官庁が設定する価格か、入札によって決まる価格かによる全面的払下げである（添付書類12条）。

「解体」の方針の特色としては、以下の2点を挙げることができる。

第1点は、継続する就業難を恐らくは反映して、全体に当該企業の従業員に対する保護優遇策が数多く採られたことである。たとえば、「解体」を決定した後に企業の主管官庁が設定する価格に従って払下げを行うに際し、当該企業自体がその全面的な引取りを申し出、かつ従来の従業員の一部の雇用を継続する場合には、その企業に優遇価格で売却するとされたのがそれであるし、入札による払下げの場合も、従来の従業員がこれを優先的に購入しうる、とされている（同12条）。また、最終的に失業に至った従業員についても、優先的にその他の国営企業で職を与えられうるか、訓練・再訓練を受けうる、という条項も盛り込まれた（同15条）。

315号決定の「添付書類」は第7回党大会の後に発令された閣議決定330号（以下「330号決定」と略記）<sup>(127)</sup>によって改訂されたが、この改訂は、とくに「解体」を決定された企業の資産整理および企業債務の返済の手続きの部分において従業員に対する保護優遇策をさらに強化したものでもあった。すなわち、330号決定1条は、解体された企業が資産整理によって得た資金を債務者などに返済する場合、その返済順位を、①従業員の未払いの賃金、社会保険、②従業員の退職金、③借入時に担保を要求していた企業・個人への債務返済、④それ以外の企業への債務返済、⑤銀行への債務返済、⑥国家予算への債務返済、としたが、「添付書類」14条では①と③の双方の優先順位が曖昧であったのに対し、ここでは①が明確に最優先の位置を占めたこと、ならびに「付

属文書」では②に述べた退職金が資産整理によって得た資金のみでは賄い切れない場合の責任の所在が不明確であったのに対し、ここでは③、④、⑤の返済を一定限度とし⑥については免除しても退職金の支払いを優先させるべきことが明文化された。

第2点は、より重要なこととして、実際には解体される企業の対象が限定されたことである。すなわち、「大規模な企業、重要な財・サービスを供給する企業、解体によって各部門などに与える影響の大きい企業」は「解体」の対象とせず、上級機関は、これ以外の「中小企業、国民経済にとって必ずしも重要でない財・サービスを生産する企業」のみを解体する権限を有するとされた(添付書類2条)。そして、実際に解体された企業とは、もちろん、その大半が改革の第1段階でとくに資金不足に陥り負債を増加させてきた地方自治体管轄下の国営企業であった。315号決定以降330号決定が発令された1991年末までに、早くも約200の国営工業企業が解体した<sup>(128)</sup>。

ところで、解体される企業の対象が限定されたことは、実は、長期赤字企業を分類する基準が企業の非効率度と財・サービスの重要度、ないし「効率性」と「戦略性」という常に一致するとはかぎらない2つの点に置かれたことに起因している。この点を強調すれば、「解体」は、「効率性」という基準に照らして長期赤字企業をすべて解体することを目指したのでなく、「戦略性」という基準(それが党・政府の「工業化路線」に係わるものであることは今や明白であろう)に照らした場合に重要度が高い企業(大規模企業=独占企業、ないし基幹産業)については、たとえ長期赤字企業であっても維持すること、つまり市場メカニズムへのさらなる移行を目指す一方で、改革の第1段階がそうであったように、重点主義のさらなる貫徹をも前提としてきたのである。

## 2. 「政府事業体」の「再設立」、「解体」の継続

(1) 1991年11月、国営企業の「リース化」と「解体」の同時進行を意図したものというべき「政府事業体の設立・解体」に関する388号議定<sup>(129)</sup>が発令され

るに至り、「国営経済セクターの生産経営の矯正と再編成」は、新たな展開をみせた。

ここでいう「政府事業体」(doanh nghiep nha nuoc)とは、「国家が所有者として設立し資金を投資し管理を行い」、従来どおり法人格を有するが、他のセクターとともに「法の前に平等である」経営組織であり、事業内容として、登録業種ならびに事業体の経営目的に従う経営のほか、先の「資産価値の維持と増加」を義務づけられた経営組織を意味する(388号議定添付書類1～3条)。したがって、国営企業は、ここに至り、他のセクターと法的に平等な、昨今の中国でいう「国有企業」として、すなわち国家との関係における「リース化」された「事業体」として規定されることになったわけである。

388号議定の内容は、活動中の企業すべて(ただし外貨および他のセクターとの合弁企業は除く)に改めて「再設立」の手続きを踏ませ、各企業に上級機関を通じて中央の審査委員会に対して必要書類を提出させ、審査委員会はこれに基づき当該企業の活動を資産価値、取引高、重要性の3点についてチェックしたうえで(これが重点主義のさらなる貫徹を意味することはいうまでもない)、基準を満たした企業は「再設立」し、基準に満たない企業は「解体」を実施する、というものである<sup>(130)</sup>。

企業の「解体」については、315号決定と330号決定とが引き続き適用されるとされた(同14条)。ただし、388号議定の適用の過程では、同運動の意図が、国営企業の数それ自体を削減し所有転換を行うことにより財政赤字のさらなる削減を図ることにあること、そして、そのターゲットが、315号決定の設定から一歩具体化され、地方自治体管轄下の企業のうち、とくに県・区レベルの企業であること、が明確にされた<sup>(131)</sup>。したがって、「解体」も、この文脈のなかで推進されることが必須とされた。

(2) 388号議定の適用の過程では、これら「政府事業体」の「再設立」と「解体」との同時進行を促進すべく、以下の3つの方策が採られた。

第1に、同運動自体に时限が設定された。すなわち、当初方針では、1992年第1四半期までに、上級機関は、388号議定の発令までに解体がすでに決定

されていた企業の「解体」を実施すること、また同年第2四半期までに、上級機関は、傘下の残る企業について「再設立」か「解体」を進めること、が呼びかけられた<sup>(132)</sup>。

第2に、「法定資金額」が国営企業の数を削減する際の足きりに使われた。国営企業の法定資金額は、固定資金の法定化が果たしえない現状に鑑み、1991年後半に、当面、91年初めに公布された「会社法」を準用することとし、同法の定める有限会社の法定資金額（部門・業種により5000万～13億ドン）<sup>(133)</sup>より低くてはならないとされていた。ただし、流動資金部分については、1991年10月の閣議決定378号により、国家が必要額の30%を給付し（これ以前は50%）不足分は自助努力によるとして法定化された。企業の「再設立」の過程では、「リース化」の要件であった資産価値の維持と増加、また減価償却費の生産費への計上に加え、この法定資金額についてもチェックが施され、企業資産自体がこれに満たない企業、また流動資金がまだ給付されていないために「再設立」を申請しえない企業は、経営の不良が確認された場合には、「解体」なし「所有転換」の対象とされた<sup>(134)</sup>。

第3に、1992年予算は、「解体」が決定された企業の従業員に給付する退職金の不足部分を補填すべく、若干の予算を計上した。315号決定、330号決定は、解体時に企業が資産整理によって得た資金を従業員の未払いの賃金、社会保険、退職金に優先的に充てることを定めていたわけであったが、実際の「解体」の過程では、保険制度そのものの未整備も加わり、解雇すべき従業員に対する退職金の不足の結果、「解体」そのものが遅れるというケースが多くみられた。上述の措置は、これに鑑み、1990年、91年の段階で部門別省庁、地方自治体、また財政省の「国庫」といった国家予算から不足部分をすでに補填されてきた企業を除いて、なおかつ退職金の不足に悩む企業の救済を意図したものである<sup>(135)</sup>。

他方、388号議定の適用の過程では、1990年に改正された基本建設投資令、それに続く91年末の2つの細則よりなる新しい投資体系の国営企業への導入も試みられた。これらは、従来は投資資金の供与、プロジェクトの建設、完

成したプロジェクトの管理という相互に連関する3つの過程が、実際には財政省・主幹官庁（ないし地方自治体）、建設省（ないし地方自治体）、国営企業という3つの環において別個に処理されてしまうのが常であった基本建設投資について、企業の責任をより重視する、具体的には管理責任のみを有してきた企業に「建設主」としての責任をも負わせる方向を、あるいは、不首尾であったフィージビリティー・スタディ、費用便益分析の実施をより徹底する方向を打ち出したものであり<sup>(136)</sup>、前節5項(1)で述べた投資の「分散」をさらに縮小させてゆく措置として評価されるべきものである。

388号議定の適用の過程では、また国営セクターの負債の確定、その返済もインテンシブに進められた。1991年3月より開始されたこの負債返済運動の第1段階は、92年の半ばまでに終了した。同段階では、前節5項(2)で述べた総額8兆ドン強に上った企業間債務のうち、まず、活動中の国営企業間の負債約2兆数千億ドンにつき、各企業ごとの負債総額を確定して（負債総額の90%以上が返済不能であることが確認された）、その返済が実施された。1992年の半ばまでに、うち92%に相当する債務が処理されたが、返済不能な部分については国立銀行が肩代わりした。第2段階は、1992年の7月から開始された。同段階の目標は、活動中の国営企業とすでに解体した国営企業との間の、また国営セクターと他のセクターとの間の残る負債5兆ドン強について、やはり各企業ごとの負債総額を確定し、これを返済することに置かれた。第2段階の開始を告げた政府指示は、同段階は1993年3月までに終了すべきこと、国立銀行は同過程をさらにサポートすること、「解体」の推進にさらに寄与すべきことを呼びかけた<sup>(137)</sup>。

負債返済運動の第1段階が終了した頃から、国営企業の「リース化」の適用状況を伝える報道が散見し始めた。企業の物的責任のひとつとして導入された資本利用税の徴収はおおむね上々であり、1991年の徴税額は1700億ドンを、92年のそれは5800億ドンを計上し、それぞれ税収の2%，3%を占めるようになった<sup>(138)</sup>。

(3) ただし、388号議定の適用自体は、大幅に遅れた。同運動の過程では、

中央の審査委員会に必要書類を送付した企業のうち、地方自治体管轄下の企業の大半は省レベルが、中央直轄下の企業と地方自治体管轄下の若干の重要な企業は国家計画委員会と部門別省庁とが検討を行う一方、部門別管理、地域別管理の再編成も試みられたようであるが<sup>(139)</sup>、同運動は、当初の予定であった1992年の第2四半期を超過し、その後2度の延長により最終期限が92年末に設定し直されたにもかかわらず終了せず、93年半ばに至って、ようやく各部門、各地方がその具体的な総括・分析を行っていることが確認された。

同運動が遅れた理由のひとつとして、企業が「再設立」の要件である資産評価などに時間を要した一方、「解体」を実施する際に負債返済、失業対策、従業員への退職金給付などの多大な業務を同時進行させなければならなかつたという技術的要因を挙げることができる。「解体」のターゲットが地方自治体管轄下の、とくに県・区レベルの企業に置かれていた以上、省レベルにおける速度は速かったが、部門別省庁のレベルでは、遅れがみられた。他方、省レベルでも、315号決定の発令以前に企業整理をすでに開始していた諸省、とりわけ1980年代末から農業協同組合の事実上の「解体」とこれに連関する企業の「解体」とを並行させてきたメコン・デルタ諸省では、運動はスムーズに進められたものの、388号議定の発令後初めて運動を開始した諸省では、遅れがみられた。総じて、遅れは南部よりも北部において顕著であった<sup>(140)</sup>。

1993年半ばの報道によれば、93年1月末時点の国営企業総数は9823であり、うち7000が「政府事業体」として「再設立」が決定される一方（うち中央直轄が2000、地方自治体管轄が5000）、残る2800あまりの事業体のうち、93年半ばの時点で、すでに「解体」ないし統廃合が決定されたものが2000、審査中であるものが800あまりとなっている<sup>(141)</sup>。したがって、国営企業は、改革の第2段階が開始された1990年以降（当時の総数は1万2000あまり）約3年のうちに、一応4000あまりが削減された計算になる。この結果、赤字企業も全国営企業総数の15%にまで減少した。ただし、運動が「効率性」と「戦略性」の2つを基準に推進されてきた以上、次のような企業については、赤字であっても「再設立」のための審査が行われた。すなわち、重要な地位を占め同一地域内に

他の同種の企業が存在しない企業、1991年、92年当時と比べて経営が上向きになった企業、内外の客観的諸条件により赤字に陥ったか負債を抱えるかした企業で、明確な説明理由と具体的な克服策を有する企業、従業員の数が多く最低生活は保障しえている企業、がそれである。

1993年3月、困難に陥っている国営企業の活動の安定・発展を目指す首相指示84号（以下「84号指示」と略記）が発令された。これは、運動が終結しつつあるのに合わせ、「解体」へと至った長期赤字企業ほどではないが経営不振を続ける「政府事業体」に対し、所有形態の「転換」ないし「多様化」を促すことによって国営セクターのさらなる減量化を意図した措置である。

84号指示の大要は、①黒字にせよ赤字にせよ当面破産の危険のない小規模事業体に対しても、個人ないし他の経済組織への「払下げ」を勧告したこと。これは、主に、国営商業セクターや区・県レベルの地方自治体管轄下の事業体に適用される。②事業体の一部資産売却・資金の譲渡売却による、国内外の個人・集団との有限会社形態による「合弁」事業の設立を勧告したこと（これについては後に詳述）。③その他、事業の縮小（機械・工場の一部売却）による、残された事業部分への集中投資・効率化、経営不振の企業と活動が良好な企業との、後者の活動の衰退を招かないかぎりでの統合・合併、事業体全体ないし資産・ノウハウの賃貸（これは商店や飲食店など資産構成・技術が単純な小規模事業体に適用される）、経営不振でとくに経営組織が弱体化している事業体の管理の請負、を勧めること、である<sup>(142)</sup>。

### 3. 「試験的株式化」

(1) 国営企業の「新しい管理モデル」である、「試験的株式化」に関する方針は、先の1990年5月の143号決定とその「付録」<sup>(143)</sup>とにおいて与えられた。

217号決定が若干の企業の株式の購入販売の研究、その試験的な組織化を呼びかけたことにより、ホーチミン市、ハイフォン市などでは、すでに若干の実験が試みられ、いくつかの株式会社が設立してきた<sup>(144)</sup>。1991年に「会社

法」が国会を通過するに至り、各セクターは有限会社や株式会社を設立することが許可されたが、143号決定は、これに鑑み、国営企業の「試験的株式化」を政府主導の下に促進しようとするものであった。

注目すべきことは、所有転換の方法のひとつである国営企業の「試験的株式化」の目的が、ここでは、企業経営の効率化＝市場メカニズムへのさらなる移行とともに、先の「解体」・「所有転換」と同様、重点主義のさらなる貫徹にもあることが当初から明言されたことである。すなわち、143号決定に即していえば、「試験的株式化」の目的は、株式会社の株式会社たる由縁である「取締役会」の設置により企業組織の近代化を図ることを与件とすれば、株式を発行することで企業資金の一部を勤労者のもつ遊休資金に仰ぐことにより、勤労者の企業経営への関心を向上させる、すなわち企業経営のさらなる効率化を図る一方、当該企業について節約した財政資金を「他の重要プロジェクトに投下する」ことにあった（同決定2. b）。

これらの目的を実現する方策は、143号決定の「付録」において具体化された。

第1に、企業経営の効率化に係わる従業員への株式の販売については、その対象が当該企業の従業員、会社組織へと転じた他の国営企業の従業員、一般大衆の3者とされた（143号決定付録I. 1c）。この場合、株式の額面はこれら勤労者が購入可能な金額であるとされたが、同時に、ある種の高額株式にも道を拓きうること、具体的には、これをローンによってでも勤労者に取得させることも定められた（同I. 1b）。このことは、「企業資金の一部を株式を勤労者に仰ぐ」方法のひとつが一種の強制販売にあることを示している。

第2に、重点主義との関連では、「解体」と同様、当初から「試験的株式化」の適用の対象が限定された。すなわち、「試験的株式化」は「中小規模の企業のみに適用され、大企業、重要企業には適用されない」とされた（同I. 2）。また、株式化される企業についても、国家側と勤労者側の株式の持ち株比率は、ケースごとに具体的に決定されるとされたものの、「企業の主要生産物の生産費に占める賃金の比重を根拠とする」（同III. 2b）とされたことから

示唆されるように、一般に、資本集約型産業、誤解を恐れずにいえば、消費財生産部門よりは生産財生産部門において国家側の持ち株比率が高まることが意図されていた。

この143号決定は、株式化される企業について、利潤分配の点で217号決定に従う国営企業以上に自主権を拡大することを規定する一方、企業が株式化しうるための要件として、「平常に活動し、発展する可能性がある黒字企業」であること(143号決定2. b)のほか、ただし、当該企業の従業員すべての同意(同)、また「国営経済セクターの生産経営の矯正と再編成」の要件でもあつた企業資産の再評価の完了(143号決定付録I. 1)など、その推進を難しくする措置を盛り込んでいたこともあり、ほとんど作用しなかった。同決定に従つて株式化した企業は、2、3の地方自治体管轄下の企業のみであったといわれる<sup>(145)</sup>。

(2) したがって、「試験的株式化」の本格的な実施は、それが「一歩一歩」行われるべきこと、また「証券市場」は「条件のある時に試験的に形成すべきこと」<sup>(146)</sup>を提起した、1991年6月の第7回党大会以降に持ち越された。

1991年末に開催された国会は、第7回党大会の主張を受け、92年における「試験的株式化」の漸進的推進を訴えた。同問題を論じた首相報告においては、先の143号決定と比較した場合、「試験的株式化」を実施する企業は国家と労働者とによる「混合所有形態」の企業であること、また、「効率性」と「戦略性」については、どちらかといえば後者が第一義に置かれ、したがって「経済において要の位置を占める」企業は100%国家所有とすること、などの点が新たに強調された<sup>(147)</sup>。

続く1992年2月に発令された閣議計画462号(以下「462号計画」と略記)は、「試験的株式化」の実施要綱を、とくに株式を売却する対象について改めて規定した。すなわち、同計画によれば、「試験的株式化」とは、当該事業体内の従業員に株式を売却すること、国内の個人・経済組織に株式を売却すること、国内に事務所を有する外国に株式を売却すること、外国との合弁を行う企業を株式会社として組織すること、の4点を実施することであるとされ

た<sup>(148)</sup>。先の143号決定と比較した場合の新機軸は、もちろん第3点と第4点、すなわち株式を売却する対象を外国(人)にまで拡大することを課題に設定したことである。

同計画は、このうち、前の2点については、財政省と中央経済管理研究所とが、また後の2点については、直接投資を担当する国家協力投資委員会と中央経済管理研究所とがガイダンスを行い、指導し、その遂行を総括するとした<sup>(149)</sup>。ただし、上述した4点すべてに係わる中央経済管理研究所の見解では、最も重きを置かれたのが第1点の「当該事業体の従業員」に対する株式の売却であった<sup>(150)</sup>。

(3) こうした過程を経て、1992年6月に「若干の政府事業体の試験的株式化」に関する首相決定202号(以下「202号決定」と略記)が発令された<sup>(151)</sup>。現在進行中の国営企業の「試験的株式化」は、直接にはこの202号決定に従って進められているものであり、これにより、「試験的株式化」は、新たな段階に入った。

この202号決定の内容は、以下の4点を基調としていた。

第1に、202号決定は、各部門別省庁、省・中央直轄市レベルの地方自治体が管轄下の1、2の企業を選定して「試験的株式化」を進めるることを通達した。同時に、政府は、202号決定と同時に発令した首相決定203号において、これ以外にとくに7つの政府事業体を具体的に選定し、同運動のパイロット役となるべく、早期に「試験的株式化」を実施すべきことを呼びかけた。

第2に、株式化される企業の要件が、「黒字企業」か、経営困難であっても「発展する可能性がある企業」か、「投資資金を国家に100%依存する必要のない企業」である、と規定し直された。また、ここでは、株式化した企業は「会社法」に従うことが明記されたが、これは、株式会社の前提である「取締役会」の設置を改めて義務づけたものである、といつてよい。

第3に、株式の販売の対象については、先の262号計画を反映して、当該事業体の従業員、国内の個人・経済組織である、とされたが、恐らく先の中央経済管理研究所の見解を反映して、そのうち、当該事業体の従業員への販売

が最優先されることになった。

第4に、同運動の主管官庁が財政省とされ、同省には多大な権限が与えられた。すなわち、「試験的株式化」を行う事業体すべての案件の審査、7つのパイロット事業体を除く、「試験的株式化」を行う事業体すべてのリストの作成に係わる権限のほか、これら事業体の株式を統一的に発行する権限が委任されたことがそれであり、第7回党大会が早期形成を訴えていた「証券市場」は、ここに、政府主導型のそれとして、まず「発行市場」から形成が開始されることになった。

(4) さて、202号決定は同運動の総括を1992年末に行うことを定めていたが、実際には、同運動も、388号決定の適用の過程と同様、若干の遅れをきたし、93年4月に各事業体の「試験的株式化」に関する申請書類を審査した財政省の初步的総括が発表されて、初めてその具体的な様相が明らかになつた<sup>(152)</sup>。これにより、1993年3月までに、政府によってパイロット事業体として指定された事業体の一部を含む7つの企業が財政省に申請書類を送付し、うち3つの企業の書類が受理されたこと、また、これ以外にも、若干数の企業が別途に申請書類を作成中であり、近い将来、新たに「試験的株式化」の隊列に加わる見込みであること、が確認された。

この初步的総括について確認しておくべきことは、以下の4点である。

第1に、株式の発行は、ここでは、何段階かに分けて行うことが決定されたようであり、また、国家側と勤労者側の株式の持ち株比率は、政府と当該企業との間で事前に話し合われたうえで決定された。現第1段階におけるその比率は、書類が受理された3企業については、国家=企業側の持ち株比率が約20%，当該企業従業員のそれが最大40%であり、これ以外に、企業内外の個人1人当たりの持ち株比率は最大5%，企業外の経済組織1社当たりのそれは最大10%であるとされた。他方、株式の発行の実際については、統一的発行を委託された財政省の「国庫」を通じたルートのほか、この「国庫」にさらに発行を委託された国営金融機関を通じたルートによって販売されることが決定された。

第2に、株式化、また株式発行の前提となる企業資産の再評価の算定については、従来の国営企業の「リース化」に適用されてきた評価方法では企業資産が実際の価値よりも低く評価されがちであることに鑑み、新たに企業の利潤率を基準とする評価方法に従うべきことが指示された。

第3に、「試験的株式化」の促進策として、株式化を実施する企業とその従業員に対して資金援助を行うことが決定された。すなわち、企業に対しては、株式化を実施した当初の1、2年目までに50%の減税を行うことが、他方、従業員に対しては、株式の購入資金に資するために以下の2種類の措置を採ることが決定された。措置の第1は、償還期限を5年とする、1人当たり平均200～300万ドン、最大500万ドンの無利子の貸付を国家が行うことであり、この措置に従って購入された株式は、利子は享受しうるが、その譲渡売買は返済が終了するまで認められない。措置の第2は、償還期限を同様に5年とするが、ただし年4.8%の優遇金利よりなる貸付を行うことであり、この場合は、株式の利子は享受しうるうえに、その譲渡売買も可能である。これらの措置は、143号決定が展望していた従業員に対する株式の「強制販売」を具体化したものであるといえるが、ただし、株式化を実施する上述した企業の従業員のなかには、どちらの措置をも必要としない者も存在した。

第4に、これとは別途に、企業の従業員に対する優遇策として、退職金、失業保険の2種類に関する社会保険制度の導入が決定された。すなわち、株式会社設立に際し、従業員には従来からの勤続年数を記入した「保険証」が給付され、当該従業員の退職時には、この勤続年数分の社会保険費と、株式会社設立以降に当該従業員が積み立ててきた積立金とが、退職金として給付される、というものである。ただし、ここでは、退職金と失業保険の区別がいまひとつはつきりしない。

これらは、いずれも上述した株式化を申請した企業に対し採られた措置であるが、これらのうち、とくに第3、第4の点は、1993年3月に発令された84号指示（本節2項で触れたもの）において、今後「試験的株式化」の「展開・推進」を目指す企業に対しても供するべく、以下のように若干改編したうえ

で、政令化された<sup>(153)</sup>。

すなわち、第3の点の資金援助との関連では、企業に対する利潤税の減税の期限は、ここでは「2年」とされる一方、その適用の対象が「経営が困難な事業体」に限定されている。また、従業員に対する金融補助のうち、措置の第1については、平均額を「300万ドン」へと底上げし優遇を徹底する一方、措置の第2については、優遇金利の利率は財政省ならびに当該企業の主管官庁の決定マターであるとされている。他方、84号指示は、この資金援助以外に、従業員自らが株式を購入する資金を解決することを意図して、企業の各種のファンドを取り崩し、これを株式購入資金として内部分配することをも奨励している。

次いで、第4の点については、84号指示は、従業員に「保険証」を給付し、当該従業員の従来の勤続年数を「社会保障制度」を計算する際の基礎とする、と簡単に触れるに止めている。これは、上述した退職金と失業保険の区別の問題に関連してのことであろう。ここでは、むしろ、84号指示が、株式化した後の企業の従業員の雇用形態が「労働契約制度」であると明記したことを探しておきたい。

こうした上述の第3、第4の点に係わる条項以外の84号指示の意義としては、同指示が、「試験的株式化」を行う企業に対し、外国人・外国組織に株式を試験的に販売することを許可した点が挙げられる。これにより、外国人・外国組織によるベトナムの国営企業の株式取得に道が拓かれたわけであるが、その具体化は、今後の課題である。

#### 4. 改革の第2段階の問題点と課題——総括に代えて——

以上、われわれは、「国営経済セクターの生産経営の矯正と再編成」に始まり、国営企業の、「リース化」を踏まえた「政府事業体」の「再設立」と、その長期赤字企業の「解体」ないし「所有転換」とを基調とし、他方で、ようやく日程に上りつつある「試験的株式化」に至るまでのドイモイ下の国営セ

クター改革の第2段階の過程をフォローしてきた。

これらの過程は、いずれも、現在も進行中であり、引き続きフォローが必要とされる一方、初步的にではあるが、その問題点・課題を一応総括しうる段階には達しているように見える。前節で小括した点との重複を極力避け、改革の第2段階に直接に係わる点のみを挙げるとすれば、現時点におけるその問題点・課題は以下のようなものであろう。

まず、始点の「リース化」のみでなく「解体」や「試験的株式化」の遅れの一因ともなった点として、企業の資産評価が困難であったことが挙げられる。これは、鎮静化したとはいえないかつ引き続くインフレ、とくにセクターごとのインフレ率の確定、また、有形資産・無形資産に対する評価などから生じた困難を別にすれば、おしなべて資本市場（とくに実物資本市場）の未整備に帰着する。資産評価が「所有権と利用権の分離」、また「所有転換」すべての前提である以上、資本市場の整備は、今後急務である。

これに関連して、「リース化」において導入された「資本利用税」は、「所有転換」、とりわけ「株式化」が進めば、もはや企業資産の100%が国家財産であるとはいえない以上、今後は適合的な制度にはなりえないという問題もある<sup>(154)</sup>。

(1) ところで、指摘しておきたいのは、この「資本利用税」を企業の物的責任のひとつとすることによって企業資産の「利用権」を企業に譲渡してきたはずの「リース化」の過程は、国家が、その固定資産の減価償却費を再び国家に集中してきた過程でもあった、ということである。すなわち、1987年の217号決定が固定資産の減価償却費の100%の企業内留保を認めた後、89年7月の措置は、早くも、うち約40～50%を国家に再集中したのに続き<sup>(155)</sup>、93年1月の措置では、これを100%国家に再集中することが決定された<sup>(156)</sup>。ただし、この減価償却費の100%の国家への再集中は、実際には1992年から行われてきたことが明らかであり<sup>(157)</sup>、92年4月には、国家予算が同年から開発予算と経常予算とに分離されたのを受け、財政省の「国庫」に企業の減価償却費を統一的に管理する権限が与えられてもいる<sup>(158)</sup>。

減価償却費の国家への再集中は、企業の投資自主権の取りあげを意味している。したがって、「リース化」=「所有権と利用権の分離」は「絵に描いた餅」になる恐れがあり、これに対する反対も強い。論者の意見のほとんどは、減価償却費の再集中は、「リース化」を無価値にするばかりか、企業の投資を國家が代行してきたことが無責任体制を助長してきたタイトな計画化メカニズムの時代への逆戻りを意味すること、とくに、かなりの企業の設備が老朽化している現在、設備投資の決定をいちいち上級機関に仰ぐことは、煩雑さの増大につながること（われわれの表現に従えば、企業と上級機関との間の支配従属関係を強化させること）という点に集中している<sup>(159)</sup>。

1993年3月、これに関する若干の企業長の意見を聴取する会議がもたれた（当然、企業長の大半は反対であった）<sup>(160)</sup>。そこにおける国家側の意見は、投資資金は限られており企業の投資に対する欲求は多大である一方、企業の減価償却費が設備投資という正規の目的に利用されない場合、具体的には、企業生産物の生産費への正しい計上が義務づけられてきた減価償却費の算定が、現状では、自己申告制に留まっている結果、減価償却費を極力低く設定し他の目的、たとえば、前節2項(3)で述べた賃金への上乗せはもとより、企業従業員の住宅の建設などに流用され続けている場合<sup>(161)</sup>が多々みられるところから、これを集中して、インフラ・重要プロジェクトへの投資に充当すべきである、というものであった（これに対し、企業長側では、これらは企業からの一時的な借入による方が順当だとする従来からの意見のほか、行うのであれば臨時の措置として行うべきだとする意見が多かった）。したがって、減価償却費の再集中は、ここでは、その一部が諸外国の援助、とくに旧ソ連のそれで設立された企業への債務返済資金にも充当されるという点を与件とすれば、重点主義のさらなる貫徹と企業の「ソフトな予算制約」ないし企業の「抜け穴探し」のさらなる防止とを同時に遂行する措置であると理解されているわけである。

減価償却費の再集中は、確かに企業の投資自主権を取り上げるという意味で、それ自体が市場メカニズムへのさらなる移行に逆行する措置である。ただし、国家がタイトな計画化メカニズムへの逆行を図ったという点で責めら

れるのであれば、企業もそのタイトな計画化メカニズムの時代から普遍的にみられた「抜け穴探し」をなおかつ継続しているという点で同罪である。その意味で、この減価償却費問題は、国家、企業、いずれの側の行動もわれわれの理解する「市場メカニズム」からはなおかつ遠いところにあることを改めて証明したものである、といつてよい。

しかし、一步進んで次のことに注意する必要がある。すなわち、市場メカニズムへとさらに移行するための措置である「所有権と利用権の分離」＝「リース化」が、減価償却費の再集中という、重点主義をさらに貫徹させるための措置に結局は道を譲ってしまっているということは、「リース化」がそもそも「規制」をなおかつ是とする経済運営システムの下に進められてきた結果であるということである。換言すれば、「所有権と利用権の分離」が「規制」を是とする経済運営システムの下で行われるかぎり、そのシステム自体が、ここでは、国家についても、企業についても市場メカニズムに従うマインドを育むことを、つまり「所有権と利用権の分離」それ自体を困難にしているのである。

(2) ところで、重点主義から外れる企業は、今後、設備更新のために投資資金を国家に仰ぐことが難しくなったのであるから、何らかの対策を講じないかぎり、その経営の先細りは目に見えている。とすれば、これらの企業は、経営の維持を目指すかぎり、形式的な「リース化」に従う「政府事業体」としてその死を座して待つよりは、むしろ進んで「所有転換」に打って出るほしかなかろう。この意味で、一方で企業の「ソフトな予算制約」への対応でもあった減価償却費の国家への再集中は、「政府事業体」として「再設立」された企業に対しても、それが重点主義から外れる企業であるかぎり、「政府事業体」に留まることなくさらに「所有転換」へと至ることを促した措置であったといえなくもない。

この意味で、同じ1993年3月に、すでに論じた84号指示が「解体」までには至らない企業における「所有転換」の促進、また「試験的株式化」のさらなる展開・推進を訴えたことは、暗示的であった。実際、388号議定に従って

行われてきた「政府事業体」の「再設立」および「解体」は、今後は力点を変えて1994年、95年にも継続されることが主張されているし<sup>(162)</sup>、また、その過程と並行して「試験的株式化」も拡大されてゆくことになろう。

この「試験的株式化」をも含む広義の「所有転換」については、いかなる分野の企業をいかなる方式で「所有転換」してゆくのかが課題とされている<sup>(163)</sup>。具体的には、いかなる企業を「政府事業体」として残し、いかなる企業を一方では「解体」に従い一方では「試験的株式化」に従う「所有転換」に乗せるかの具体的なリストの作成が急務であり<sup>(164)</sup>、このリストが具体化されてこなかったために、「所有転換」自体も大きく遅れてきたのである。

この具体的なリストの作成が困難を極めてきた原因については、「所有転換」の遅れが、「解体」に従うそれもさることながら、とくに「試験的株式化」に従うそれに現れてきただけに、この「試験的株式化」の過程において、比較的早い時期から以下のような点が指摘されてきた。たとえば、先の262号計画に対する財政省の答申は、「客観的な困難」として、本項の冒頭でも述べた、企業の資産評価が資本市場がないため困難であるという問題のほか、株式化に従う企業の余剰労働力はどう処理すべきかという社会政策の問題、株式化は未だ慣れない事業であるので民間の遊休資金は株式購入に向かいうるか否かという資金調達の問題、さらに資本市場のひとつである証券市場がないため、株式購入者は購入した株式をどう処理すべきかという証券市場形成の問題、の4点を原因として掲げていた<sup>(165)</sup>。

しかし、具体的なリストの作成の遅れは、こうした点のみに尽きるものとは思われない。事実、まさにこれらの問題があったからこそ、1992年6月の202号決定以来、「試験的株式化」は、今日まで、資産評価方法の転換、社会保険制度の整備、株式の当該企業従業員への優先販売、そして財政省の「国庫」主導型の証券発行市場の形成などを図ってきたわけであり、また、この証券市場の今後についても、財政省は、試論ではあるが、93年から98年までは証券市場を政府主導の下に試験的に拡大し、98年以降、その政府主導型は維持しつつも、外国証券会社の参加を得た売買市場をも含めた証券市場を

全面的に拡大する、という方針を描いてきたわけである<sup>(166)</sup>。にもかかわらず、「試験的株式化」の実際は、1993年秋の時点でも、交通運輸省海運総局直属の海運連合代理会社のみがやっと株式会社としてスタートし、これにホーチミン市の衣料品会社であるレガメックスが続くか否かという点に留まっているにすぎない<sup>(167)</sup>。したがって、われわれは、具体的なリストの作成の遅れのいまひとつの原因を、先の財政省答申も挙げ、また多くの論者も主張してきた「主体的な困難」にも求めなければならない。

この「主体的な困難」とは、平たくいえば、諸企業の上級機関、企業長、従業員すべてのレベルが「所有転換」に前向きでないことがある。すなわち、この「所有転換」に対する恐れが、具体的なリストの作成を遅らせてきたいまひとつの原因である。実際、「所有転換」、とりわけ「試験的株式化」に積極的であるのは、UNDPなど、これを支援する国際機関のみであることを示唆する論者もある<sup>(168)</sup>。

ところで、この「所有転換」に対する恐れとは、具体的には次のようなことを意味している。まず、従業員については、それは、株式化に関する知識が欠けていることからくる恐れ、事実上は失業に対する恐れであり、これは、もっとものであるといえよう。他方、企業の上級機関とボードの抱く恐れは、前者については、傘下の企業の株式化が管轄から外れることを意味する以上、自らの財源の喪失につながることに対する恐れであり、また、後者については、それが企業へ取締役会を導入することを意味する以上、自らの長年の権限を失うことに対する恐れである<sup>(169)</sup>。要するに、上級機関にせよ、企業長にせよ、そこにみられるのは、従来の上級機関と企業との行政的な支配従属関係を解消してしまうことに対する恐れであり、とくに前者については、それがために、上級機関が実際に傘下の企業の株式化に対し首を縊に振らない場合のあることが指摘されている<sup>(170)</sup>。このことは、市場メカニズムへとさらに移行するためのいまひとつの措置である「所有転換」も、この行政的な支配従属関係が解消されないかぎり、その推進は決して容易ではないことを示唆している。そして、ここでいう行政的な支配従属関係とは「規制」を是とす

る経済運営システムの本質そのものであり、その「規制」をなおかつ是とする経済運営システムこそ、ドイモイが従来の経済運営システムの時代から変わることなく維持してきたものであった。かくして、われわれは、本項(1)と同様な結論に達する。すなわち、「所有転換」が「規制」をなおかつ是とする経済運営システムの下で進められるかぎり、そのシステム自体が、ここでも「所有転換」自体にブレーキをかける大きな要因となっていること、これである。

(3) 従来、社会主義ベトナムの経済は、重工業の優先発展を主眼とする工業化路線を、社会主義セクター、わけても「国民経済において主導的役割を發揮する」国有セクターを主体とし、これをタイトな計画化メカニズムに基づく直接的規制に従う経済運営システムによって実現することを指向してきた経済であった。そこでは、重工業の優先発展、国有セクター、タイトな計画化メカニズムの3者は、いわば、三位一体的な統一を成す、社会主義経済そのものであると見なされてきた。<sup>1)</sup> ドイモイに至り、こうした発想は「旧思考」であるとして確かに断罪はされた。<sup>2)</sup> 工業化路線は確かに見直され、経済運営システムでは市場メカニズムが確かに利用され、そして、今日、国有セクターは確かに「所有転換」の対象とされるに至っている。しかし、ドイモイの前と後とでただ一つ修正を被らなかつたもの、それが、いかなる路線であるにせよ、将来の工業化を前提とする路線を遂行するためには経済に対する何らかの「規制」が必要であるとする発想、つづめていえば、「規制」であった。そして、多くの成果を達成してきたとはいえ、そのドイモイにおける改革過程を(ここでは国営セクター改革に限定しなければならないが)、一方で不首尾にしてきたもの、それもまた、この「規制」であった。

この「規制」は、その過程が一面では確かに市場メカニズムへの移行であった半面、「規制」をなおかつ是とする経済運営システムへの転換の過程でもあった、そのシステムのなかで存続してきた。そして、総体としての、このシステム=「規制された市場メカニズム」における「規制」の、とくに国営セクター改革に対する表現が重点主義であった。この重点主義は、改革の第

1段階では中央直轄下のとくに生産財生産部門に対する各種の経済的規制用具を通じた優遇策として現出したのであるとすれば、この改革の第2段階では、それは、「大規模な企業」や「重要な企業」などを「解体」や「試験的株式化」のリストから外すという優遇策として、また外さないにしても株式の持ち株比率で考慮する（これは株式が一種の経済的規制用具であることを意味する）という優遇策として現出してきた。改革の第2段階が、前節5項(1), (2), (3)で触れた企業の「ソフトな予算制約」の残存への対応策を何らかの形で採ってきた一方、その(4)で触れた「独占」から生じたそれについては、今までこれといった対応策が採られていないことは、この優遇策のいまひとつ別の表現である。

そうであるかぎり、仮りにドイモイ下の経済運営システムの転換の過程が、「規制」をなおかつ是とするという点で、従来の「規制」システム＝タイトな計画化メカニズムからの転換を不十分にしているという捉え方が許されるのであるとすれば、ここでは、「規制」の一表現である重点主義が、従来の工業化路線である重工業の優先発展を完全に拭い去るには至っていないという捉え方も、また許されることになろう。この点は、ここでは、「政府事業体」の「再設立」・「解体」の一方で部門別、地域別の企業の再整理をも意図した388号議定の適用の過程で生じた、次のような現象を指摘することによって、改めて確認することができる。すなわち、同一地域内に他の同種の企業が存在しないことを前提としてきた同過程において、とくに建設、機械、商業部門の中央直轄下の企業、地方自治体管轄下の企業が同一地域内になおかつ乱立し、これが当該地域における、いたずらな競争を煽ってきたことがそれである<sup>(171)</sup>。建設部門も機械部門も、いずれも従来の「重工業の優先発展」時代からの既得権益部門であり、とくに機械部門はその牙城である。「規制」の存続は、このように、従来の工業化路線そのものの転換をも現実に遅らせてきたといえるのである。

このようにみたとき、本節3項(1), (2)で示した「所有権と利用権の分離」、「所有転換」が「規制」をなおかつ是とする経済運営システムのために不首

尾なものに留まっているという点は、実はこうした大きな枠組みのなかでいま一度捉え直す必要がある、ということが分かるであろう。昨今、とくに「所有転換」の遅れが従来の「社会主义的思考」の刷新の遅れに帰されるとき<sup>(172)</sup>、そこでいわれる従来の「社会主义的思考」とは、上述した従来の三位一体的な統一の刷新すべての障害となっている「規制」にこそ帰されるべきものであり、「所有転換」の遅れは、こうした「規制」の存続から発する現象のひとつなのである。そして、「規制」の一表現である重点主義がときとして「市場メカニズム」への移行に代替してしまう場合がありえたからといって（本項(1)）、そのことが党・政府が望む重点主義自体の貫徹を必ずしも保障しうるものではないことも、指摘してきたとおりである（前節5項）。

(4) 「所有転換」に係わる具体的なリストの作成が全く試みられてこなかったというわけではない。たとえば、「試験的株式化」の主管官庁である財政省の財政学研究所は、1992年春に自らの素案を一度公にしており<sup>(173)</sup>、国内の論者も、これに関する論争を各種の雑誌上で行ってきた。今ここで、それぞれが見解の相違を有する、これらの論争のすべてを紹介することはできないが、他面、それらの多くは、①効率がよく国民経済にとって要となる企業、②効率が悪くとも国民経済にとって必要であるか民間資本の参入が難しい企業は、「政府事業体」として維持すること、③効率がよくとも国有を必ずしも維持する必要のない企業は、「株式化」に代表される「所有転換」を実施すること、④効率が悪く国有を維持する必要もなく経営改善の兆しがみられない企業は、「統廃合」ないし「解体」の対象とするか「所有転換」を実施すること、という点を、その最大公約数的なところとして共有しているように思われる<sup>(174)</sup>。

④、また②の範疇に属する企業はともかく、問題は、①と③の範疇に属する企業は実際にはどこで線引きがなされるのかが改革的な論者にあっても具体的でないことである。それもそのはずであり、これらの議論は、いずれも1991年6月の第7回党大会が設定した国営セクター改革に関する方針をベースとして行われているからである<sup>(175)</sup>。「効率性」と「戦略性」とがオーバーラッ

普していることがすぐに看取される、そして、「効率性」がときとして「戦略性」(=重点主義)に道を譲ってしまう場合がありうることを現実に示してきた、こうした発想に従うかぎり、「所有転換」が大きな課題となるであろう今後のベトナムの市場経済化は、紆余曲折を経ながら進んではゆくであろうにしても、「規制」をなおかつ是とする経済運営システムそのものから生ずる非市場メカニズム的な要素になおも左右されることになろう。果敢な論者は、「政府事業体」を将来的には 600にまで削減するとはいう<sup>(176)</sup>。しかし、現在の国営企業総数の数パーセントにすぎない、これら600の企業こそ、国営企業全体から上がる国家上納金=租税の70%を賄っている「大規模な企業」、「重要な企業」である<sup>(177)</sup>。この部分が従来の「社会主义的思考」(ここでは従来の工業化戦略が究極的には重工業を常にリーディング産業とし重工業化を最終ゴールとする「完全輸入代替」モデルにほかならないことを強調したい)<sup>(178)</sup>を完全に払拭しないままに残されてしまうのであれば、この国の経済構造には、大きな変化が生じえないであろうこと、そして、そのことが、将来の工業化のテンポ、産業構造の高度化にもいずれ影響を与える可能性があるであろうことは、旧ソ連・東欧の社会主义諸国の先例を挙げるまでもなく<sup>(179)</sup>、これまで述べてきたことからも十分に明らかであろう。

われわれが主張したいのは、「規制」をすべて撤廃せよということではない。ましてや「大規模な企業」、「重要な企業」をすべて民営化せよといっているのでもない。事実、これらの企業の多くが「独占」であるかぎり、ある部分においては政府による何らかの「規制」がやはり必要とされることは、経済学が教えるとおりだからである。われわれが主張したいのは、「規制」それ自体を是とする結果、先の三位一体的な統一からなる従来の「旧思考」を払拭しきれないままに、「大規模な企業」や「重要な企業」を「政府事業体」として極力温存し、それ以外の企業のみを「所有転換」の俎上に乗せるというのではなく、経済的な発想に従い、「効率性」を基準として、その「効率性」では律しきれない部分に対してのみ「規制」を適用すべきであるということ、つまり、市場メカニズムに従わせるべきである部分は市場メカニズムに従わ

せ、政府の役割は、工業化戦略に係わるそれをも含めて、基本的にはいわゆる「市場の失敗」に関する分野のみに限るべきであるということ、要するに、こうした発想に従った国営企業分類と「所有転換」に関する具体的なリストの作成がいま一度必要であるということであり、これを基準として「大規模な企業」や「重要な企業」に対しても改革のメスを入れるということである<sup>(180)</sup>。

「試験的株式化」を行う企業の株式の販売がとくに当該企業従業員を優先的な対象として試みられてきた背景のひとつに、政府の、株式化が慣れない事業であるため一般大衆の遊休資金が株式購入に向かうのか否かという認識がある<sup>(181)</sup>。しかし、これは事実の半分を語っているにすぎない。「株式化」される企業が、実際には、国家の息のかかる半国有企业であり、述べてきたように、それが「規制」の継続の下で「非効率性」を持続させる恐れのあることが、一般大衆の株式購入に対する非積極性=株式化の遅れとなって現れている面も強いのである<sup>(182)</sup>。党・政府の発想が変われば、出ないものが出てくる可能性は大いにある。

他面、「所有転換」全体の担い手である企業家の育成も急務である。この点では、本章が直接には触れてこなかった、外国の直接投資の役割、とくに技術移転におけるそれを考慮しないわけにはいかない。「試験的株式化」における外国人、外国組織に対する株式の販売に関する条項は、したがって、早期に具体化される必要がある。

1993年秋、世銀・IMFは、ついにベトナムに対する金融支援再開に踏み切り、同12月に、世銀と、日本をはじめとする西側諸国は、総額16億ドルに上る対ベトナム援助を決定した。そのベトナムは、1992年、93年と続いた経済のさらなる安定化を踏まえ、今や経済のテイク・オフ、工業化へと踏み出しつつある。ベトナムの前には、2つの道がある。ひとつは、改革、とくに国営セクター改革をさらに推進してゆく道である。もうひとつは、援助再開に加え昨今の石油増産により外貨獲得の道が開けたために、改革の緊急性が薄れ、「オランダ病」へと陥ってしまう道である。われわれは、それが前者であ

ることを切に期待したい。

〔付記〕 本章は、そのほとんどが1993年12月までに執筆されたものである。1994年に入り、社会主義ベトナムの国営セクター改革は、再び新たな段階に移行しつつある。すなわち、1994年1～3月から開始された、従来は手つかずであった企業合同の再設立ならびに企業集団の試験的設立に関する動き、またこれらと密接に連関するが、管理制度の漸進的廃止に関する動き＝本章が批判してやまなかた企業と上級機関との間の支配従属関係に改革のメスを入れようとする動きがそれである。しかし、この過程も、やはり「規制」をなおかつ是とするシステムへの移行の一環として進められているものであるがために、現時点では、本章が課題として指摘した諸点の解決を完全に期待させるまでには至っていない。こうした点に鑑み、本章の校正段階では、大きな加筆修正は行わなかった。なお、この付記で触れた国営セクター改革の最近日の状況の詳細については、アジア経済研究所の機関誌『アジア経済』に近く発表する予定の拙稿を参照されたい。

〔1994年11月 筆者〕

[注] \_\_\_\_\_

- (1) たとえば、Phan Van Khai, “Tinh hinh va nhan vu kinh te-xa hoi, mot so van de cap bach hien nay” [経済社会の状況と任務、今日の若干の緊急問題], *Tap chi Ke hoach hoa* [計画化], July 1990, p. 3.
- (2) Dang cong san Viet Nam [ベトナム共産党], “Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong Dang (khoa VI) tai Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VII” [第7回党大会における中央委員会総会（第6期）政治報告], Dang cong san Viet Nam, *Van kien Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VII* [第7回党大会文献], Hanoi: Nha xuat ban Su that, 1991, p. 21.
- (3) コルナイ・ヤーノシュ（盛田常夫編訳）『経済改革の可能性』岩波書店, 1986年, 8ページ。
- (4) この表現は、ブルス（W・ブルス〈鶴岡重成訳〉『東欧経済史1945～80』岩波書店, 1984年, 250ページ）より。
- (5) 本質的な点をいえば、社会主義＝マルクス・レーニン主義思想には、元来（始祖の一人であるF・エンゲルスの『空想から科学へ』以来）、市場経済は、不安定な経済システムであり、無政府状態ないし景気変動を通じた失業を自然発生的に生みだすシステムである、という認識が存在する。この認識は、当然、社会主義ベトナムにおいても踏襲されており、「市場メカニズムへの移行」を党はとしている現在にあっても、たとえば、1994年1月の臨時党大会の政治報告が

「市場メカニズムの力を未だ十分に發揮しえてはいない」と述べる一方、「このメカニズムの否定的な面の多くを未だ制限しえてはいない」(“Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong Dang tai Hoi nghi dai bieu toan quoc giua nhan ky cua Dang”[臨時党大会における中央執行委員会政治報告], *Tap chi Cong san*, Feb. 1994) と述べているのは、そのひとつの表れである。党・政府による「規制」の実施は、こうした認識を基に是とされているのであって、その「規制」の包括的な表現が、いわゆる「路線」(以下では「工業化路線」)である。

- (6) *Dang cong sang Viet Nam, Van kien*……, p. 67.
- (7) ドイモイ下のベトナムの国営セクターを直接対象とした研究としては、大泉啓一郎「ベトナムにおける企業改革の歩みと企業構造の変化」(環太平洋ビジネス情報「RIM」No. 15, 1991, Vol. 4)／同「ベトナム現地企業経営の実態」(同No. 16, 1992, Vol. 2)／竹内郁雄「ドイモイ下のベトナムの国営企業」(『アジア経済』第33巻第3号, 1992年3月)／『特別経済調査レポート・平成3年度ベトナム国営企業の今後』日本貿易振興会, などがあるが、本章と同様な観点からこれを研究した作品はなかったといってよい。ただし、ドイモイ下のベトナム経済について、本章が分析視角として援用した「ソフトな予算制約」に若干触れたものとして, Nguyen Xuan Oanh, “Vietnam’s Economic Reforms: Shifting to the Market,” Tsutomu Murano and Ikuo Takeuchi eds., *Indochina Economic Reconstruction and International Cooperation*, Tokyo: Institute of Developing Economies, 1992, があり、また秋葉まり子「工業部門の改革と発展」(関口末夫, ドイモイと経済建設—』勁草書房, 1992年所収)にも同概念に関する言及が一言みられる。なお、本章と竹内前掲論文との関係については、第1に、本章では、竹内前掲論文のIIの2, IIIの2における評価を、上述した観点に従って再整理したうえで本章の主張の一部としたこと、第2に、本章では、竹内前掲論文執筆時には入手しえなかつたベトナムの統計資料の一部と価格改革に関する文献とを利用しえたために、価格差補給金の廃止に関する結論を改めたこと、の2点を指摘しておきたい。
- (8) Tran Hoang Kim and Le Thu, *Cac thanh phan kinh te Viet Nam thuc trang, xu the va giao phap* [ベトナムの経済セクター、実情・趨勢・方策], Hanoi: Nha xuat ban Thong ke, 1992, pp. 7-8.
- (9) Tong cuc thong ke [統計総局], *Nien giam thong ke 1992* [統計年鑑 1992], Hanoi: Nha xuat ban Thong ke, 1993, pp. 20, 22, より算定。
- (10) Tran Hoang Kim and Le Thu, *Cac thanh phan kinh te*……, pp. 9-11.
- (11) *ibid.*, p. 11.
- (12) *ibid.*, p. 113.

- (13) Vu Huy Tu, "Kinh te quoc doanh va huong tiep tuc doi moi" [国営経済と刷新継続の方向], *Doi moi kinh te quoc doanh* [国営経済の刷新], Hanoi: Nha xuat ban Su that, 1992, p. 13.
- (14) 以下、「ソフトな予算制約」については、コルナイ・ヤーノシュ、前掲書、とくに第1～3章のほか、コルナイ・ヤーノシュ（盛田常夫編訳）『「不足」の政治経済学』岩波書店、1984年、とくに第1章、第2章、第6章を参照。
- (15) Nguyen Manh Hung, "Suy nghi ve doi moi ke hoach theo quyet dinh 217-HDBT" [閣議217号決定に従う計画化の刷新に関する考察], *Tap chi Ke hoach hoa*, July 1988, p. 20.
- (16) 古田元夫「ベトナム共産党第6回大会の歴史的位置」（三尾忠志編『インドシナをめぐる国際関係一対話と対決一』日本国際問題研究所、1988年）20ページ。
- (17) コルナイ・ヤーノシュ『経済改革の可能性』124～126ページ。
- (18) 同上書、14ページ。
- (19) 同上書、12ページ。
- (20) Vo Duy Kiet, "Van de doc quyen va bien phap han che doc quyen trong san xuat kinh doanh" [生産経営における独占問題とこれを制限する措置], *Tap chi Kinh te va du bao* [経済と予測], June 1991, p. 12.
- (21) Pham Hung, "Ban ve doi moi ke hoach hoa von dau tu" [投資資金の計画化の刷新を論ず], *Tap chi Ke hoach hoa*, Sept. 1990, p. 21.
- (22) これについては、Le Huy Phan, "Ban them ve cac quan he hang hoa tien te" [再び商品貨幣関係を論ず], *Tap chi Cong san* [共産主義], Oct. 1990, pp. 31-36, が詳しい。
- (23) Nguyen Ngoc Hien-Nguyen The Viem, *Phap luat ve tai chinh trong xi nghiep quoc doanh* [国営企業の財政に関する法令], Hanoi: Nha xuat ban Phap ly, 1983, pp. 17-21.
- (24) 1978年には、「企業合同令」(Dieu le lien hiep xi nghiep)も公布された。
- (25) 以下の叙述については、竹内郁雄「ベトナムにおける第1次経済改革の考察（I）」（『アジア経済』第32巻第6号、1991年6月）、「同（II）」（同誌、第32巻第7号、1991年7月）を参照。
- (26) これに関連して、後に「第3計画」(ke hoach ba)と揶揄されたいまひとつ の経済自由化措置が採られたが、その説明はここでは省く。
- (27) 竹内「ベトナムにおける……（I）」「同（II）」。
- (28) 以下については、断わりのないかぎり、竹内「ドイモイ下の……」4ページ を参照。
- (29) 秋葉まり子「ベトナム経済改革による発展と障害—1988年以降の改革を中心に—」（柳原透編『アジア太平洋の経済発展と地域協力』アジア経済研究所、1992

- 年) 217ページ／古田, 前掲論文, 18ページ／竹内「ドイモイ下の……」3ページ。
- (30) Tran Hoang Kim-Le Thu, *Cac thanh phan kinh te……*, p. 16.
- (31) この過程で現れた諸政策は, 旧社会主義ハンガリーが1968年からの経済改革の過程で実施したものと基本的には同じものである。ハンガリーの改革については, 野々村一雄編『テキストブック社会主義経済学』(斐閣, 1986年, 51~71ページ)／盛田常夫『ハンガリー改革史』(日本評論社, 1990年, とくに第4章,などを参照)。旧ソ連もゴルバチョフ改革期にこのハンガリー型モデル=市場社会主義への転換を指向したが(西村可明「ソ連の経済改革」<同編著『市場経済化と体制転換—ソ連・東欧・中国—』(日本貿易振興会, 1992年) 26ページ), ドイモイ下の国営セクター改革の第1段階は, このゴルバチョフ改革の理念に沿って進められた形跡が濃厚である。
- (32) この重点主義は, 先の1979年からの経済改革において, 「戦略性」に従う重要度に応じて企業に生産財を補給する方式にすでに現れていた(第1節3項)。われわれが, ベトナムにおける経済運営システムの転換の開始を1979年からに求めた理由のひとつは, この点にある。
- (33) 竹内「ドイモイ下の……」4~5ページ。
- (34) テキストは, “So 217-HDBT: Quyet dinh cua Hoi dong Bo truong ban hanh cac chinh sach doi moi ke hoach hoa va hach toan kinh doanh xa hoi chu nghia doi voi cac xi nghiep quoc doanh” [国営企業に対する計画化と経済計算・営業とを刷新する政策の施行に関する閣議決定217号], ならびに“So 195-HDBT: Quyet dinh cua Hoi dong Bo truong ban hanh nhung quy dinh bo sung Quyet dinh 217-HDBT ngay 14-11-1987 cua Hoi dong Bo truong” [1987年11月14日付閣議決定217号の補充規定の施行に関する閣議決定195号], *Nhung quy dinh moi sua doi va bo sung Quyet dinh 217-HDBT* [閣議決定217号, これを補充改訂した新規定], Hanoi: Nha xuat ban Su that, 1990, pp. 5-48. なお, 以下では, 217号決定, 195号決定に限らず, こうした政府文書からの引用は, 煩雑を避けるため, 断わりのないかぎり, すべて文中に当該政令の条項の番号を示す形でもって代える。
- (35) 他に重要な点として, 企業内における「労働者評議会」(注3)で述べたごとく, ドイモイ下の国営セクター改革の第1段階は, 基本的には旧社会主義ハンガリーの1968年からの経済改革を踏襲しているから, これも, 恐らくはハンガリー型の「労働者評議会」の設置ないし適用拡大を指摘することができるが, 本章では, この問題は取り扱わない。
- (36) 以下2つのパラグラフは, 竹内「ドイモイ下の……」7~10ページ, を参考。
- (37) 秋葉「工業部門の……」47ページ。

- (38) これについては、*Doi moi kinh te quoc doanh*, p. 108, を参照。
- (39) この「収益性原理」の導入は、ハンガリーでは1979年から実施された。
- (40) なお、以上の説明は、Le Thien Ha, “May nhan xet ve mo hinh ‘hach toan thu nhap’ dang ap dung trong mot so xi nghiep quoc doanh” [国営企業の若干で適用されている『収益計算』モデルに関する若干の考察], *Tap chi Tai chinh* [財政], July 1992, pp. 24-25, に従った。
- (41) 筆者の現地調査に際する、ブイ・ハー (Bui Ha) 中央経済管理研究所財政部長の談 (ハノイ, 1993年9月6日) による。
- (42) Phu luc kem theo thong tu 13-TC/DTXD ngay 10-3-1985 [1985年3月10日付財政省通達13号添付付録], *Nghi quyet 156-HDBT va huong dan thuc hien* [閣議決定156号とその指導・実現], Hanoi: Nha xuat ban Su that, 1985, pp. 131-133.
- (43) 竹内「ドイモイ下の……」13~14ページ。
- (44) これについては、1991年は、“He thong chi tieu ke hoach nha nuoc nam 1991 do chu tich Hoi dong Bo truong giao” [閣議議長の下した1991年国家計画指標系統], *Tap chi Ke hoach hoa*, Apr. 1991, p. 32を, 92年は, “Ve he thong chi tieu ke hoach nha nuoc nam 1992” [1991年国家計画指標系統について], *Tap chi Kinh te va du bao*, Feb. 1992, p. 29, を参照。
- (45) この方針は、1985年の8中総（第5期）で決定された。
- (46) Phan Van Tiem, “Co che va chinh sach gia cua cac thoi ky” [各時期の価格メカニズムと政策], Vien Khoa hoc xa hoi Viet Nam Vien kinh te hoc, 45 nam kinh te Viet Nam (1945-1990), Hanoi: Nha xuat ban Khoa hoc xa hoi, p. 292.
- (47) *ibid.*, pp. 292-293. またPhan Van Tiem, *Chang duong 10 nam cai cach gia 1981-1991* [価格改革10年の道程1981-1991], Hanoi: Nha xuat ban Thong tin, Vien nghien cuu Khoa hoc thi truong-gia ca, 1991, chapterV, も参照。
- (48) Pham Van Tiem, *Chang duong 10 nam……*, p. 186.
- (49) “Nghi dinh so 235-HDBT ngay 18-9-1985 cua Hoi dong Bo truong ve cai tien che do tien luong cua cong nhan, vien chuc va cac luc luong vu trang” [労働者等国家公務員の賃金制度の改善に関する1985年9月18日付の閣議議定235号], *Che do phap ly ve tai chinh doi voi don vi kinh te* [経済単位に対する財政に関する法制度], Hanoi: Nha xuat ban Phap ly, 1992, p. 676.
- (50) “Quyет định số 202-HDBT ngày 28-12-1988 của Hội đồng Bộ trưởng về tiền lương CNVC sản xuất, kinh doanh khu vực quốc doanh và công ty hợp doanh”[国営、公私合営セクターの生産経営にあたる労働者等の賃金に関する1988年12月28日付閣議決定202号], *Che do ve tai chinh……*, p. 719.

- (51) Vu Huy Tu, "Kinh te quoc doanh……," p. 10.
- (52) 秋葉「工業部門の……」48ページ。
- (53) Do Muoi, "Tiep tuc doi moi chinh sach, co che quan ly kinh te, nang cao hieu qua chi dao va dieu chinh" [経済運営の政策・システムの刷新を継続し指導・調整の効率を向上させよう], *Tap chi Ke hoach hoa*, Jan. 1990, pp. 2-3.
- (54) 『インドシナ半島諸国の政治・経済動向』国際金融情報センター, 1992年, 60ページ。
- (55) なお、ドイモイの開始以来、ベトナムの各種の経済新聞・雑誌は、政治面の「公開」(cong khai)の拡大と並行して、国内の企業家のために海外市況、諸生産財の価格などを、また消費者のために企業広告などをふんだんに掲載するよう努めているが、これは、経済学でいわれる、完全競争市場の前提としての「情報の完全性」を目指す動きのひとつとして評価しうる。
- (56) Tran Hoang Kim-Le Thu, *Cac thanh phan kinh te……*, p. 16.
- (57) たとえば, Tong cuc thong ke, *Kinh te va tai Chinh Viet Nam 1986-1990* [ベトナム経済と財政1986—1990年], Hanoi: Nha xuat ban Thong ke, 1991, がそれである。
- (58) 竹内「ドイモイ下の……」14ページ。ベトナム政府によれば、その後、インフレは、1992年に年率15%, 93年には4%にまで鎮静化した。ベトナムは、経済安定化に文字どおり成功しつつある。
- (59) このパラグラフについては、断わりのないかぎり、同上論文14ページを参考。
- (60) Tran Hoang Kim-Le Thu, *Cac thanh phan kinh te……*, p. 15.
- (61) *Doi moi kinh te quoc doanh*, pp. 103-106.
- (62) *ibid.*, p. 106.
- (63) *ibid.*, pp. 110-112. 「労働契約制度」への転換をも含めて、国営セクターの従業員の削減自体を難しくしている理由のひとつに、失業保険や退職金の制度の未整備が挙げられる。国営セクターは從来からこれら保険金を福利厚生ファンドとして積み立ててはきたものの、いわば「終身雇用」制度そのもので失業や退職が実際上の問題とはならなかった「国家割当制度」の下では、その積立は形式的な枠を越えず、必要な場合は國家が改めて予算の別の費目から給付してきたのが実情であり、この結果、改革の過程で大量の人員削減が必要とされてはきたものの、今度は財政難にある国家予算の方がこれに対する保険金を十分に給付しうるだけの余裕がないことが、「労働割当制度」自体をも延命させている (*ibid.*, pp. 115-116)。この点からも分かるように、保険制度の整備は急務である。
- (64) Tran Viet Trung, "Mot so y kien ve phuong huong va giao phap xu ly cai

- cach tien luong”[賃金改革の方向と処理方法に関する若干の意見], *Tap chi Nghien cuu kinh te*, Feb. 1993, pp. 16-17.
- (65) Vo Van Kiet, “Phat huy da chuyen bien tot cua nam 1992, day nhanh nhip do phat tnien kinh te-xa hoi nam 1993” [1992年の首尾よい変革の趨勢を持続させ, 1993年の経済社会の発展のテンポを速めよう], *Tap chi Cong san*, Jan. 1993, p. 8.
- (66) Nguyen Cuc, “May y kien ve giao phap cho kinh te quoc doanh” [国営経済の解決方法に関する若干の意見], *Tap chi Nghien cuu kinh te*, Feb. 1991, p. 33.
- (67) Vu Huy Tu, “Kinh te quoc doanh……,” p. 13.
- (68) たとえば, 『特別経済調査レポート……』, など。
- (69) Vu Huy Tu, “Kinh te quoc doanh……,” p. 9.
- (70) この点については, Bui The Vinh-Nguyen Quang Hue, “Kinh te quoc doanh 1989: thuc trang va thao go” [1989年の国営経済実情と打開策], *Tap chi Ke hoach hoa*, Jan. 1990, pp. 15-16, が詳しい。
- (71) Vu Huy Tu, “Kinh te quoc doanh……,” pp. 12-13.
- (72) この点については, Pham Thanh Binh, “No nan day dua, chiem dung von nhin tu nhieu phia” [多面的にみた債務焦げつき・資金の保合い], *Tap chi Kinh te va du bao*, Nov. 1991, pp. 10-12/To Chinh Thang, “Tinh hinh thanh toan no va mot so kien nghi” [負債清算の状況と若干の提案], *ibid.*, pp. 12-13, などを参照。
- (73) 竹内「ドイモイ下の……」15ページ／『特別経済調査レポート……』6ページ, を参照。
- (74) “Van kien Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VI cua Dang cong san Viet Nam” [ベトナム共産党第7回大会文献], *Tap chi Cong san*, Jan. 1987, p. 110.
- (75) Nguyen Khac Hien, “Tao von va nang cao hieu qua dau tu xay dung co ban” [資金を創出し基本建設投資の効率を向上させよう], *Tap chi Cong san*, Mar. 1992, p. 15.
- (76) 実際, 本節1項の冒頭で触れた1987年の共産党第3回中央委員総会(第6期)は, 国営セクターにおける物動型メカニズムの廃止=市場メカニズムへの移行を決定した総会であったとともに, これに際し, 経済運営のいかなる部分を企業の自主権とし, いかなる部分を国家の管理部分とするのかを討議した総会でもあったのであり (Vo Chi Cong, “Mot so van de co ban ve doi moi co che quan ly kinh te o don vi co so va doi moi quan ly nha nuoc ve kinh te” [基礎単位における経済運営システムの刷新と国家の経済運営の刷新に関する若干の考察], *Tap chi Cong san*, Dec. 1987, pp. 5-12), これ以降, マクロ

レベルにおける「管理」(本論のいう「規制」)が経済運営にあたっての国家の役割であることが事あるごとに強調されてきた。

- (77) Nguyen Thi Hien, “Co che thi truong va vai tro nha nuoc dieu hoa thi truong-gia ca”[市場メカニズムと市場・価格を調節する国家の役割], *Tap chi Kinh te va du bao*, Oct.-Nov. 1992, p. 19.
- (78) Hoang Dat, “Co che quan ly thuong nghiep quoc doanh: ket qua-kinh nghiem-huong tiep tuc doi moi” [国営商業の運営システム：結果・経験・ドイモイ継続の方向], *ibid.*, p. 28.
- (79) Tong cuc thong ke, *Kinh te va tai chinh*……, p. 111.
- (80) これ以降、ベトナムは、いわゆる「産業調整」に入ったといえる。われわれは、その表現を、後に論ずる改革の第2段階の諸方策のほか、1990年以降の開放化政策の若干の引締め(これについては『インドシナ半島諸国の……』60~61ページが簡潔にして要を得ている)、また92年の輸出入税の改正=若干の品目に対する輸入関税の高率化などにみることができる。
- (81) Tong cuc thong ke, *Kinh te va tai chinh*……, p. 111.
- (82) Bui The Vinh and Nguyen Quang Hue, “Kinh te quoc doanh 1989……,” p. 17.
- (83) Bo tai chinh tong cuc thue, *Hoi dap ve phap luat thue* [税法問答], Hanoi: Nha xuat ban Phap ly, 1991, p. 16.
- (84) *ibid.*, p. 5.
- (85) *ibid.*, p. 17.
- (86) *ibid.*
- (87) *ibid.*, pp. 26-27.
- (88) *ibid.*, p. 18.
- (89) *ibid.*, p. 27.
- (90) *ibid.*, p. 18.
- (91) *ibid.*
- (92) *ibid.*
- (93) Nguyen Khac Hien, “Tao von va nang cao hien qua……,” p. 15.
- (94) たとえば、Tao Huu Phung, “Chinh sach dau tu va hieu qua su dung von dau tu” [投資政策の投資資金の利用効率], *Tap chi Cong san*, Aug. 1993, pp. 15-17, 51.
- (95) Nguyen Khac Hien, “Tao von va nang cao hien qua……,” p. 15.
- (96) この点については、同上論文のほか、Pham Hung, “Ban ve doi moi ……,”／Tran Thao, “Y kien ve doi moi cach lam ke hoach dau tu co ban” [基本建設計画の方法の刷新に関する意見], *Tap chi Kinh te va du bao*, Mar. 1992, pp. 3-5, などが有益である。

- (97) たとえば, Nguyen Xuan Tiep, "Ai no ai" [誰が誰に負債を抱えているのか], *Tap chi Ke hoach hoa*, July 1991, pp. 30-31.
- (98) 竹内「ドイモイ下の……」17ページ。
- (99) Le Van Tu, "Van de tin dung doi voi cac xi nghiep quoc doanh, bai toan con nhieu an so" [国営企業に対する信用の問題, なおかつ極秘裏の計算], *Tap chi Nghien cuu kinh te*, Apr. 1992, pp. 29-31.
- (100) Pham Thanh Binh, "No man day dua……," p. 10.
- (101) Nguyen Xuan Tiep, "Ai no ai," p. 29.
- (102) Vu Huy Tu, "Kinh te quoc doanh……," p. 15.
- (103) これについては, とくにLe Thien Ha, "May nhan xet ve mo hinh……," p. 25, また*Doi moi kinh te quoc doanh*, pp. 118-119, を参照。
- (104) Le Thien Ha, *ibid.* / *Doi moi kinh te quoc doanh*, p. 119.
- (105) Pham Thanh Binh, "No man day dua……," p. 11.
- (106) Vu Huy Tu, "Kinh te quoc doanh……," p. 11.
- (107) *ibid.*, p. 15.
- (108) Le Thien Ha, "May nhan xwt ve mo hinh……," p. 24.
- (109) *Doi moi kinh te quoc doanh*, pp. 119-120.
- (110) なお, ベトナムは, 1993年5月に再び国家公務員の賃金(=賃金A部分)再調整を行った。同年4月に遡って実施されている, この新賃金体系における基本給の最低額は, 約12万ドンである。
- (111) 村野勉「1992年のベトナム」(『アジア動向年報 1993年版』アジア経済研究所, 1993年)196ページ。ただし, 現在, 国営企業からの利潤税の徴収は, 企業の「収益」を実際に把握することが困難であるため, 予め定められた利潤額を企業に請け負わせる「請負」制に従っているケースが普遍的である(Nguyen Thi Hien, "Co che thi truong……," pp. 19-20)。したがって, 利潤税の徴収は, 利潤額が経営の真の結果に基づいて設定されるのではない以上, 実際には従来の計画化メカニズム下の「利潤控除」制度から未だ脱却するに至っていないといえよう。企業と上級機関(ここでは財政当局)との間の「垂直的な交渉」が当面は継続してゆくであろうことが, ここでも予測されるのである。なお, 1993年6月の国会では各種税法の改正がみられたが, このうち売上税については, 教育, 出版, 芸術, 医療, スポーツなどに関係する分野の発展を奨励するために, 同分野の税率が引き下げられた(Bui Dinh Nguyen, "May nhan xet ve bon luat thue sua doi bo sung" [4税法の補充改正に関する考察], *Tap chi Kinh te va du bao*, Aug. 1993, p. 32)。
- (112) テキストは, "Quyet dinh So 143-HDBT ngay 10-5-1990 cua Hoi dong Bo truong ve tong ket thuc hien Quyet dinh 217-HDBT ngay 14 thang 11 nam 1987, cac Nghi dinh 50-HDBT ngay 22 thang 3 nam 1988 va 98-HDBT ngay

02 thang 6 nam 1988 va lam thu viec tiep tuc doi moi quan ly xi nghiep quoc doanh” [1987年11月14日付閣議決定217号, 1988年3月22日付閣議議定50号, 1988年6月2日付閣議議定98号の実施の総括, ならびに国営企業の管理の刷新の試験的継続に関する1990年5月10日付閣議決定143号], *Van ban phap luat ve to chuc va hoat dong cua doanh nghiep nha nuoc* [政府事業体の組織と活動とに関する法令文書], Ho chi minh: Nha xuat ban TP.Ho chi minh, 1992, pp. 169-174.

(1) ここでは、国家と国営企業との間の「国有財産」=企業資産の貸借関係を「リース化」と呼び、他方、国営セクターをも含めた他の経済組織・個人に国営企業の資産を貸し出すことを「賃貸」と呼ぶことにする。

(2) Do Muoi, “*Tiep tuc doi moi……*,” p. 3.

(3) この点については、たとえば、Vu Huy Tu, “*Kinh te quoc doanh……*,” pp. 19-36, を参照。

(4) この点については、たとえば、Le Xuan Trinh, “*Nhung yeu cau trong qua trinh chan chinh va to chuc lai kinh te quoc doanh*” [国営経済の矯正と再編成の過程における諸要求], *Tap chi Kinh te va du bao*, June 1992, pp. 1-2, 21, を参照。

(5) テキストは、“*Quyet dinh So 315-HDBT ngay 1-9-1990 cua Hoi dong Bo truong ve chan trinh va to chuc lai san xuat va kinh doanh khu vuc kinh te quoc doanh*” [国営経済セクターの生産経営の矯正と再編成に関する1990年9月1日付閣議決定315号], *Van ban phap luat……*, pp. 193-195.

(6) この措置は、継続する密輸や「幽霊会社」(cong ty ma)といった事業の取締りを意図したものである。

(7) Do Nguyen Khoat, “*Tiep tuc hoan thien co che bao toan von*” [資産価値を維持するメカニズムを継続し完璧にしよう], *Tap chi Tai chinh*, June 1992, p. 5.

(8) Pham Dinh Soan, “*Tiep tuc doi moi co che quan ly tai chinh cac doanh nghiep nha nuoc*” [政府事業体の財政管理メカニズムの刷新を継続しよう], *Tap chi Tai chinh*, Feb. 1992, p. 1.

(9) *ibid.*, pp. 1-2.

(10) B.M.H., “*Suy nghi ve che do thue su dung von ngan sach nha nuoc khi thuc hien chu truong da dang hoa so huu doanh nghiep*” [政府事業体の所有の多様化の方針を実現する際の国家予算への資金利用税の調達制度を考える], *Tap chi Tai chinh*, May 1993, p. 16.

(11) 佐藤経明「ソ連の経済制度」(野々村一雄編『社会主義経済論講義』青林書院新社, 1975年) 78ページ。

(12) Nguyen Anh Thu, “*De gop phan hoan thien che do bao toan va phat trien*

- von” [資産価値を維持し増加させる制度を完璧にする点に貢献するために], *Tap chi Tai chinh*, Feb. 1992, p. 12.
- (12) Do Nguyen Khoat, “Tiep tuc hoan thien……,” p. 5.
- (13) テキストは, “Quy dinh mot so diem co ban ve thu tuc giao the xi nghiep quoc doanh bi thua lo nghiem trong (Ban hanh kem theo quyet dinh so 315-HDBT ngay 1-9-1990 cua Hoi dong Bo truong ve chanh chinh va to chuc lai san xuat va kinh doanh khu vuc kinh te quoc doanh)” [由々しい赤字を被る国営企業の解体手続きに関する若干の基本点の規定 (国営経済セクターの生産経営の矯正と再編成に関する1990年9月1日付閣議決定315号の添付書類)], *Van ban phap luat*……, pp. 196-203.
- (14) テキストは, “Quyết định số 330-HDBT ngày 23-10-1991 của Hội đồng Bộ trưởng bổ sung sửa đổi quyết định số 315-HDBT ngày 1 tháng 9 năm 1990 của Hội đồng Bộ trưởng” [1990年9月1日付閣議決定315号を補充改正した1991年10月23日付閣議決定330号], *Van ban phap luat*……, pp. 221-222.
- (15) Vu Huy Tu, “Kinh te quoc doanh……,” p. 8.
- (16) テキストは, “Nghị định số 388-HDBT ngày 20-11-1991 của Hội đồng Bộ trưởng ban hành quy chế về thành lập và giải thể doanh nghiệp nhà nước” [政府事業体の設立と解体に関する規制の施行に関する1991年11月20日付閣議議定388号], および“Quy chế về thành lập và giải thể doanh nghiệp nhà nước (ban hành kèm theo nghị định số 388-HDBT ngày 20-11-1991 của Hội đồng Bộ trưởng)” [政府事業体の設立と解体に関する規制 (1991年11月20日付閣議議定388号の添付書類)], *Van ban phap luat*……, pp. 5-11.
- (17) このパラグラフの叙述は, 388号議定の添付書類4条, 6条のほか, 同議定の細則である, 1991年11月25日付首相指示393号, 92年1月28日付首相通達34号, 同5月7日付閣議議定156号 (これら細則のテキストは, *Van ban phap luat*……, pp. 12-23) によった。
- (18) Le Xuan Trinh, “Nhung yeu cau……,” pp. 1-2.
- (19) “Chi tri so 393-HDBT ngày 25-11-1991 của Chủ tịch Hội đồng Bộ trưởng về triển khai thực hiện Quy chế về thành lập và giải thể doanh nghiệp nhà nước” [政府事業体の設立と解体に対する規制の展開実現に関する1991年11月25日付首相指示393号], *Van ban phap luat*……, pp. 12-13.
- (20) これについては, “Danh mục von phap dinh doi voi tung nganh, nghe (Ban hanh kem theo Nghị định số 222-HDBT ngày 23-7-1991 của Hội đồng Bộ trưởng cu the hoa mot so dieu quy dinh trong Luat cong ty)” [部門業種に対する法定資金リスト (会社法における規定の若干の条項を具体化した1991年7月23日付閣議議定222号の添付書類)], *Che do phap ly ve tai chinh*……, pp. 30-33, を参照。

- (13) Pham Dinh Soan, "Tiep tuc doi moi co che quan ly……," p. 2.
- (13) Nguyen Trong Nghia, "Mot so diem chu yeu trong chinh sach ho tro ngan sach giao quyết lao động trong doanh nghiệp nha nuoc giao the" [解体した国営企業における労働を解決する財政補助政策に関する若干の主要な点], *Tap chi Tai chinh*, June 1992, pp. 28-29.
- (13) これについては, "Giai phap ve sap xep lai doanh nghiep nha nuoc" [政府事業体の再整理に関する方法], *Tap chi Kinh te va du bao*, Apr. 1992, p. 2./Pham Dinh Soan, "Doi moi quan ly tai chinh" [財政管理の刷新], *Doi moi kinh te quoc doanh*, pp. 123-129, を参照。
- (13) "Hoan thanh giao doan I, buoc vao giao doan II cong tac tong thanh toan no" [負債総清算事業の第1段階を完成し第2段階に入ろう], *Tap chi Tai chinh*, Aug. 1992, p. 30. ただし, 1993年3月までに終了するとされた同運動の第2段階については, 1994年中葉の時点においても, 未だ終了していない。
- (13) B.M.H., "Suy nghi ve che do……," p. 16.
- (13) "Ket qua buoc dau thuc hien nghi dinh 388-HDBT" [388号議定の実施の初步的結果], *Tap chi Kinh te va du bao*, June 1993, p. 3.
- (14) Vu Huy Tu, "Nghi dinh 388-HDBT voi viec sap xep lai cac doanh nghiep nha nuoc" [388号議定と政府事業体の再整理], *Tap chi Kinh te va du bao*, Mar. 1993, pp. 6-7.
- (14) このパラグラフについては, "Ket qua buoc dau……," pp. 2-4, によった。
- (14) Thuong Mai [商業], 1-7 Apr. 1993.
- (14) テキストは, "Quyet dinh So 143-HDBT ngay 10-5-1990……," pp. 169-174, および"Phu luc(Kem theo quyet dinh so 143-HDBT ngay 10-5-1990 cua Hoi dong Bo truong)" [1990年5月10日付閣議決定の添付付録], *Van ban phap luat……*, pp. 181-190.
- (14) 設立された株式会社のうち, 有名なものとしては, サイゴン商工業銀行やベトナム輸出入銀行 (EXIMBANK)などを挙げることができる。
- (14) 村野, 前掲論文, 198ページ。
- (14) Dang cong san Viet Nam, "Van kien……," p. 69.
- (14) Nhan Dan, 11 Dec. 1991.
- (14) Hoang Cong Thi, "Co phan hoa xi nghiep quoc doanh" [国営企業の株式化], *Tap chi Tai chinh*, May 1992, p. 11.
- (14) *ibid.*
- (15) 筆者の現地調査に際する, ダン・ドック・タム (Dang Duc Tam) 中央経済管理研究所通貨市場部長の談 (ハノイ, 1992年3月7日) による。
- (15) テキストの概要は, *Nhan Dan*, 15 June 1993.

- (5) 以下の 6 つのパラグラフについては、Hoang Cong Thi, “Ket qua thi diem ve co phan hoa cac doanh nghiep nha nuoc” [政府事業体の試験的株式化の結果], *Tap chi Tai chinh*, Apr. 1993, pp. 8-9, 12, によった。
- (6) *Thuong Mai*, 1-7 Apr. 1993.
- (7) B.M.H., “Suy nghi ve che do……,” p. 12.
- (8) “Phu luc ty le KHCB nop NSNN va de lai xi nghiep (kem theo TT so 33 TC/CN 1-9-1989)” [1989年 9月 1 日付財政省通達33号添付の減価償却費の財政への納入と企業留保の比率に関する付録], *Nhung quy dinh……*, pp. 85-88.
- (9) “Cac giam doc thao luan ve KHCB trong doanh nghiep nha nuoc” [企業長、政府事業体の減価償却費について討論する], *Tap chi Tai chinh*, May 1993, p. 25.
- (10) うち、最も初期の報道のひとつとして、Nguyen Anh Thu, “De gop phan hoan tien……,” pp. 12-16, を挙げることができる。
- (11) Nguyen Anh Dung, “Ai cap phat von dau tu cua ngan sach” [誰が財政投資資金を発給するのか], *Tap chi Tai chinh*, Oct. 1992, p. 13.
- (12) たとえば、Nguyen Anh Thu, “De gop phan hoan tien……,” pp. 12-16, のほか、Do Nguyen Khoat, “Tiep tuc hoan thien……,” pp. 5-7／Vu Cong Ty, “De gop phan hoan thien che do quan ly va su dung quy khau hao co ban cua cac doanh nghiep nha nuoc” [政府事業体の減価償却ファンドの管理・利用制度を完璧にすべく貢献するために], *Tap chi Tai chinh*, Sept. 1992, p. 20.／Do Nguyen Khoat, “Co nen nop toan bo khau hao vao ngan sach nah nuoc” [減価償却費をすべて国家予算に収めるべきなのか], *Tap chi Tai chinh*, Jan. 1993, p. 8, など。
- (13) このパラグラフの叙述は、断わりのないかぎり, “Cac giam doc thao luan ……,” pp. 25, 29, によった。
- (14) Do Nguyen Khoat, “Tiep tuc hoan tien……,” p. 6.
- (15) “Ket qua buoc dau……,” p. 4.
- (16) Hoang Cong Thi, “Co phan hoa……,” pp. 11-12.
- (17) Hoang Cong Thi, “Ket qua thi diem……,” p. 4.
- (18) Hoang Cong Thi, “Co phan hoa……,” p. 12.
- (19) Bo tai chinh Vien Khoa hoc tai chinh, *Thi truong von co che hoat dong va su hinh thanh o Viet Nam* [資本市場—ベトナムにおける活動メカニズムとその形成—], Hanoi: Thong tin chuyen de, 1992, pp. 204-205.／Dinh Van Nha, “Thuc trang cac mo hinh thi truong von tren the gioi va cac quan diem ve su hinh thanh thi truong von o Viet Nam” [世界の資本市場モデルの実情とベトナムにおける資本市場の形成に関する考え方], *Tap chi Tai*

- chinh, Jan. 1993, pp. 9-13.
- (6) 筆者の現地調査に際する, Nguyen Thong (グエン・トン) 交通運輸省对外經濟部副部長の談 (ハノイ, 1993年9月8日) による。
- (7) Trinh Tien Dung, "Y kien nho ve co phan hoa" [株式化に関するささやかな意見], *Tap chi Tai chinh*, Nov. 1992, p. 12.
- (8) この点については, Hoang Cong Thi, "Co phan hoa……," p. 12/Trinh Tien Dung, *ibid.*, p. 11, が詳しい。また, Hoang Cong Thi, "Ket qua thi diem……," p. 12, を参照。
- (9) 最近のものとして, たとえば, Dinh Duc Sinh, "Ve viec xoa bo dan ve che do chu quan trong quan ly kinh te cua Nha nuoc" [国家の経済管理における管理制度の漸進的廃止について], *Kinh te va du bao*, Mar. 1994, p. 9.
- (10) "Ket qua buoc dau……," p. 4.
- (11) Hoang Cong Thi, "Ket qua thi diem……," p. 9.
- (12) "Cai cach doanh nghiep nha nuoc" [政府事業体改革], *Tap chi Tai chinh*, Apr. 1992, pp. 1-3, 7.
- (13) 1990年から93年半ばまでの*Tap chi Cong san./Tap chi Ke hoach hoa./Tap chi Kinh te va du bao./Tap chi Nghien cuu kinh te*, 1992年から93年半ばまでの*Tap chi Tai chinh*, による。
- (14) 問題の個所は「重点基礎, 効率のよい, 国民経済にとって大きな意義をもつ経営を行っている基礎をうち固め発展させるべく力を集中する。赤字経営が引き続く基礎, 発展の可能性のない基礎は, 賃貸に付すか, 所有転換を実施するか, 解体するかする」である (Dang cong san Viet Nam, *Van kien*..., p. 67)。
- (15) グエン・スアン・オアイン (Nguyen Xuan Oanh) の経済団体連合会インドシナ委員会における発言 (東京, 1991年11月15日) による。
- (16) Le Dang Doanh, "Tien toi mot giai doan moi trong cai cach doanh nghiep nha nuoc" [政府事業体改革における新段階への移行], *Tap chi Kinh te va du bao*, Oct.-Nov. 1992, p. 21.
- (17) この観点は, コルナイと同じ考え方につたつ, ヤン・ヴィニエツキ (福田亘・家本博一・永合位行訳)『ソ連型経済はなぜ破綻したか』多賀出版, 1991年, から。
- (18) この点については, 同上書が全編にわたり非常に有益である。
- (19) 以下, 試論ではあるが, 上述したベトナム国内の論争の最大公約数的なところとして紹介した企業分類の在り方との関連で, 筆者自身の「所有転換」に関する考え方を示してみたい。
- 上述①から④までの企業分類のいまひとつの問題は, その「効率性」基準による分類が, 現状では当該企業の経営結果を正しく反映したものであるとは必

ずしもいえない点にある。前節5項(3)(4)で論じた点からも明らかのように、実際には「黒字企業」である企業を「赤字企業」としてカウントしたり、逆に「赤字企業」であるものを「黒字企業」としてカウントしてしまっているのであれば、そもそも企業の「効率」の良し悪しという分類そのものが意味をなさないからである。したがって、「所有転換」のリスト作成の前提である企業分類については、何よりもまず、各企業の経営成果を真に正しく把握すること、これを「国営経済セクターの整頓と再編成」の今後の継続の過程において厳守することが大前提である。

この点の実施を与件として、改めて上述①から④までの範疇を鑑みた場合、まず、④の範疇に属する企業の取扱いについては、ほぼ問題がない。これに対し、①と③の範疇に属する企業については、何よりも①の「国民経済の要となる」企業の範囲をできるかぎり狭め、③の範疇に入りうる企業の数を極力増やすことが必要であろう。①の範疇に残る企業にしても、それが「独占」である場合には、最低でも「競争条件」のさらなる導入、とくに開放化政策の適用拡大が考えられてよい。これは、前節5項(4)で論じた独占価格の引上げを阻止し歳出のさらなる削減を図るためにも大切なことである。

この「独占価格の引上げ」との関連でいえば、現在①の範疇に属している企業のなかには、実際には「赤字企業」でありながら少ない供給=高い価格で「収益」を上げている、「自然独占」があることが予想される。この場合には、経済的効率性を実現するための方策として、次善の策としての「平均費用原理」の適用が考えられる。社会主義経済下の価格形成方法=経済計算制は実際には「平均費用原理」と類似するものであるから、ここで必要なことは、改革の第1段階において大枠を固めた価格政策=「指導価格」の適用を、このタイプの企業に対し、さらに遵守させることである。

他方、②の範疇に属する企業については、まず、その企業の財・サービスが「公共財」的色彩の強いものであれば、これは「政府事業体」として維持されてしまうべきである。とりわけ、それが電力、交通運輸、上下水道、通信といった経済インフラである場合には、これに対する政府の役割は、工業化との関連でも積極的に主張されてよい（ただし「電力」などは「自然独占」に分類されるとすれば、上述した「平均費用原理」の適用、ないしは「限界費用原理」の適用による政府補助の実施が考えられるが、これは、ある意味では、ベトナム政府が現在すでに実施していることもある）。もちろん、この②の範疇には、安全保障（軍・警察）、医療などのほか、やはり工業化との関連で、教育・訓練、研究開発なども含められてしかるべきであろう。

こうした分野を除いた②の範疇に属する企業=生産分野については、政府の保護は、基本的には「外部経済」に係わる企業のみに絞られる必要がある。工業化との関連でいえば、その第1点は、「幼稚産業」=「動学的外部経済」に係

わる企業の保護である。これは、実際には新技術の導入に対する保護を意味するものであるかぎり、ベトナムの場合、とくに外資導入に対する受入れ環境の整備と密接に関連している。第2点として、「規模の経済性」をもつ産業に対する保護が挙げられる（これについては、伊藤元重他『産業政策の経済分析』東京大学出版会、1988年の第5章を参照）。この点はベトナム研究の今後の進展をまって初めて語りうることではあるが、ただ、筆者は、とくに「独占」の一形態である「企業合同」のうち、国際分業構造に照らして、近い将来に国際競争力をもちうる産業があるのであれば、その「企業合同」の改編と連動した政府の保護は「合理的」である、と考えている。ただし、この場合大切なことは、（「幼稚産業」においても同様であるが）当該「企業合同」が必ずしも国有である必要はないことのほか、政府の保護が時限付きであるべきこと、である。これ以外の「規模の経済性」をもつ「独占」ないし「企業合同」については、「生産調整カルテル」の実施を踏まえた事業の縮小、ないしリストラが考えられるべきであろう。

(8) Trinh Tien Dung, "Y kien nho ve……," p. 11.

(8) *ibid.*